

令和元年度徳島県における
「社会への扉」を活用した授業の実施効果
に関する調査報告書

徳島県内全ての高等学校等の生徒を対象としたアンケート調査から

令和2年12月
消費者庁

目 次

第1章 アンケート調査について

1-1	目的	1
1-2	調査の概要	3
1-3	調査項目	4
	(1) 消費生活に関する知識	5
	(2) 自立した消費者としての意識	5
	(3) 自由記述	5
1-4	調査結果の見方	5

第2章 アンケート調査の結果

2-1	回答者の概要	6
	(1) 性別	6
	(2) 学年	7
	(3) 授業科目	8
2-2	消費生活に関する知識（消費生活クイズ）	9
	(1) 設問ごとの正答率	9
	(2) 全体の傾向	21
2-3	自立した消費者としての意識（消費生活についてのアンケート）	21
	(1) 項目ごとの傾向	21
	(2) 全体の傾向	36

参 考 資 料

1.	アンケート集計表	1
2.	アンケート調査票（授業前調査）	11
3.	アンケート調査票（授業後調査）	13
4.	消費生活クイズ回答	15

第1章 アンケート調査について

1-1 目的

我が国では、平成30年6月13日に民法が改正され、令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることとなった。これにより、現在20歳未満まで認められていた未成年者契約の取消しについても18歳未満までとなり、高校生であっても18歳から契約の責任を自ら負うこととなる。また、若年者は消費者被害に巻き込まれやすいことや、知らず知らずのうちに消費者被害に係る犯罪に加担することもあり得ることからも、若年者に対する消費者教育の一層の推進が喫緊の課題となっている。

このような状況を踏まえ、消費者庁では、平成29年3月に消費者教育の推進に関する法律の目的、基本理念を考慮し、主に高校生を対象とした消費者教育教材「社会への扉」を作成した。「社会への扉」は、近い将来、成人として消費生活を送る上で、最低限必要な「契約」、「お金」、「暮らしの安全」に関する知識を習得し、消費者トラブルに遭ったときは、消費生活センターに相談する等、適切な行動に結び付けることができる実践的な能力を育むことを目的としている。

なお、消費者庁では、実践的な「若年者への消費者教育」の実施を推進するため、消費者庁、文部科学省、法務省、金融庁の4省庁関係局長連絡会議を開催し、平成30年度から令和2年度までの3年間を集中強化期間とする「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」を策定し、令和2年度には全都道府県の全ての高等学校、特別支援学校、高等専門学校（以下「高等学校等」という。）で「社会への扉」等を活用した実践的な消費者教育の授業を実施することを目指しているところである。

消費者庁消費者行政新未来創造オフィス（※1）では、若年者向け消費者教育の取組の一環として、徳島県、徳島県教育委員会を始めとした徳島県内の各高等学校等の協力の下、徳島県内全ての高等学校等に「社会への扉」を活用した授業を実施していただいた。

本調査は、「社会への扉」を活用した授業の実施前後に徳島県内の生徒に対して行ったアンケートから、生徒の消費生活に関する知識や意識の変化を把握するとともに、調査を通じて得られた結果を若年者の消費者教育の一層の推進に向けた政策の企画・立案にいかすことを目的として平成29年度から実施しているものである。

なお、平成29年度、平成30年度に同様に実施した調査の結果については、消費者庁のホームページに報告書を公表している。

第1章 アンケート調査について

(URL : https://www.caa.go.jp/future/project/project_003/#questionnaire)

(※1) 令和2年7月30日 消費者庁新未来創造戦略本部に改組

第1章 アンケート調査について

1-2 調査の概要

調査の概要は、図表1のとおりである。

図表1 調査の概要

調査対象者	徳島県内の全ての高等学校等 55 校の原則第 1 学年（※1）の生徒 6,353 名（令和元年 5 月 1 日時点） ※1 学校の事情により、他の学年が対象となっていることがある。
アンケート調査の実施時期	令和元年 5 月～令和 2 年 3 月（※2） ※2 学校の事情により、これによらない場合がある。 授業前調査 各学校に対しては、令和元年 5 月中かつ「社会への扉」を活用した授業の前に実施するように依頼を行った。 授業後調査 各学校に対しては、「社会への扉」を活用した授業後 2 週間後を目途に実施するように依頼を行った。
各学校に対する配布・回収について	授業前調査 消費者庁から各学校に対して、下記をまとめて郵送した。 ・消費者庁、徳島県及び徳島県教育委員会発出のアンケート実施に係る依頼文 ・生徒数分と予備のアンケート調査票 ・配布、回収方法に係る説明文（※3） 授業後調査 消費者庁から各学校に対して、下記をまとめて郵送した。 ・生徒数分と予備のアンケート調査票 ・配布、回収方法に係る説明文（※3） ※3 アンケート調査は、5～10 分で回答が終わる内容であること、テストではないため成績には関係ないこと、回答は個人が特定される形で外部に見られることはないこと等を併せて説明。

第1章 アンケート調査について

	回収 公立学校については、徳島県経由で回収を行い、それ以外の学校については、消費者庁が郵送で回収を行った。
生徒に対する配布・回収方法	集合法 (教室等で生徒に配布し、その場で記入を求め、記入後にその場で回収。ただし、通信制課程は、郵送法による。)
有効回答数(率)	授業前調査：5,991票(94.3%) 授業後調査：5,184票(81.6%) ※令和元年度の授業後調査においては、新型コロナウイルス感染症の影響で休校となり、アンケートの実施ができない学校が複数あった。
備考	徳島県では、「社会への扉」を活用した授業について、各学校に対して「社会への扉」の活用箇所や活用時間、活用方法に係る具体的な指示はしておらず、各学校における生徒の状況等に応じて「社会への扉」の活用がなされている。

1-3 調査項目

授業前調査、授業後調査は、共に消費生活に関する知識と、自立した消費者としての意識を尋ねた。消費生活に関する知識(消費生活クイズ)は、「分からない」も含めた4択で12問、自立した消費者としての意識(消費生活についてのアンケート)は、6択で授業前調査10項目、授業後調査11項目、自由記述各1項目である。

授業前調査、授業後調査の内容は、自由記述の項目以外、基本的に同一であり、授業後調査は自立した消費者としての意識に関する項目が1問多い。それぞれの設問、項目は以下のとおりである。

なお、全ての高等学校等において同一の調査票を使用した。(アンケート調査票原本については、参考資料P.11～14に掲載)

第1章 アンケート調査について

（１）消費生活に関する知識

- | | | |
|-------------|---------------------|-----------------|
| Q1 契約の成立時期 | Q2 契約の解約 | Q3 未成年者取消し |
| Q4 クーリング・オフ | Q5 通信販売におけるクーリング・オフ | Q6 クレジットカード |
| Q7 リボルビング払い | Q8 借入返済額 | Q9 投資の知識 |
| Q10 製品による事故 | Q11 消費者ホットライン 188 | Q12 消費者トラブルへの対応 |

（２）自立した消費者としての意識

- 問1 原則、返品・返金不可を意識した慎重な買い物
問2 通信販売利用時の規約の確認
問3 消費者トラブルやその対処方法のチェック
問4 商品・サービスに対する問題認識時の事業者への連絡
問5 問題認識時の消費生活センターへの相談
問6 クレジットカードの適切な利用
問7 借金で困ったときの消費生活センターへの相談
問8 他者への消費生活センター利用のアドバイス
問9 ウマイ話や迷惑勧誘へのき然とした対応
問10 より良い消費社会につながることを考えた行動
問11 今後の生活における「社会への扉」の活用（授業後調査のみ）

（３）自由記述

授業前調査：消費生活について知りたい内容

授業後調査：「社会への扉」を学んだ感想

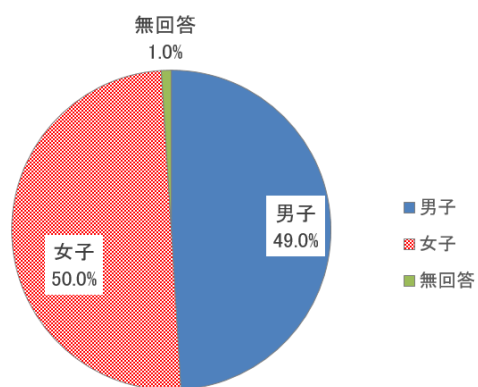
1－4 調査結果の見方

- ・ n は回答者数を表している。
- ・ 集計結果は全て小数点以下第2位を四捨五入しており、小数第1位までを表示している。このため、合計数値は必ずしも100%にならない場合がある。

2-1 回答者の概要

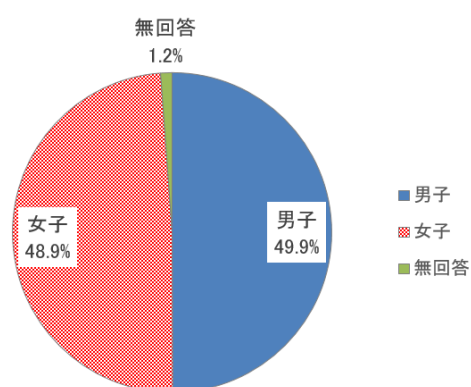
(1) 性別

授業前 n=5,991



図表 2-1 回答者の性別

授業後 n=5,184

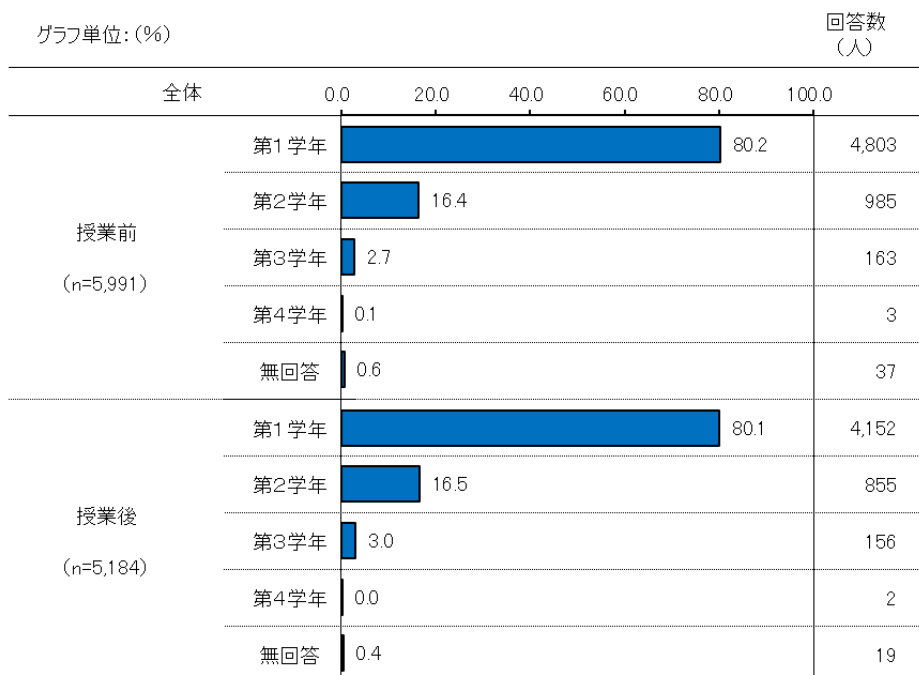


図表 2-2 回答者の性別

回答者の性別は、授業前は男子が 49.0%、女子が 50.0%、無回答が 1.0%である（図表 2-1）。授業後は男子が 49.9%、女子が 48.9%、無回答が 1.2%である（図表 2-2）。

第2章 アンケート調査の結果

(2) 学年

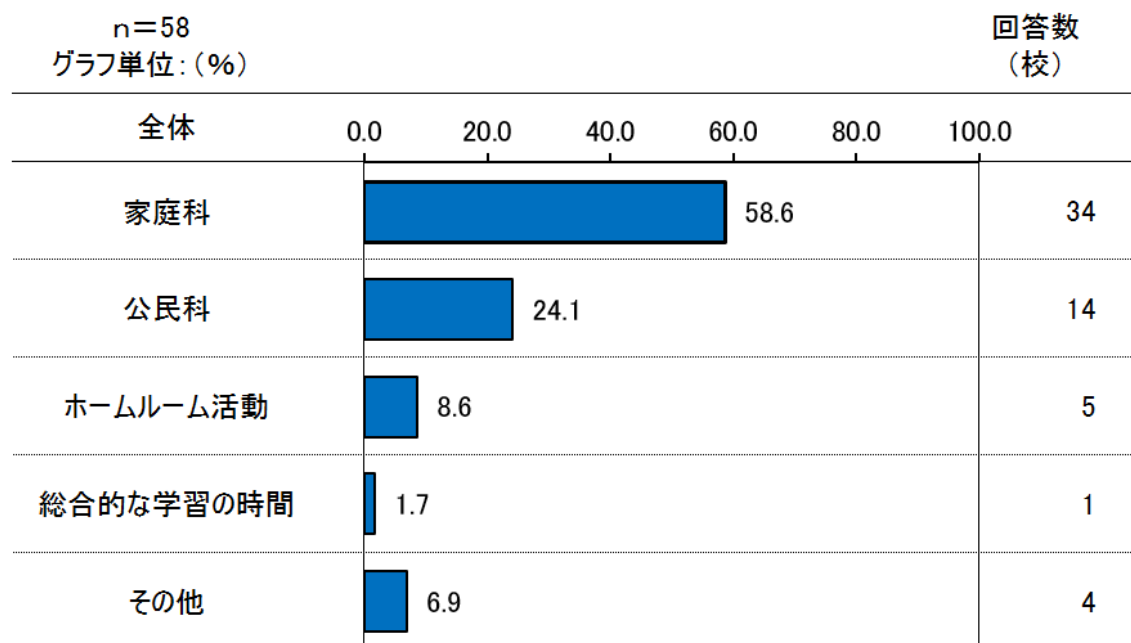


図表 2-3 回答者の学年

回答者の学年は、授業前は、「第1学年」が80.2%を占め、次いで「第2学年」(16.4%)、「第3学年」(2.7%)、定時制高校の「第4学年」(0.1%)、また、無回答が0.6%となっている。授業後は、「第1学年」が80.1%を占め、次いで「第2学年」(16.5%)、「第3学年」(3.0%)、「第4学年」(0.0%)、また、無回答が0.4%となっている(図表2-3)。

第2章 アンケート調査の結果

(3) 授業科目



※学校によっては、複数科目で「社会への扉」を活用した授業を実施しているため、合計が55校とはならない。

図表 2-4 授業科目

「社会への扉」を活用した授業は、「家庭科」が 58.6%を占め、次いで「公民科」(24.1%)、「ホームルーム活動」(8.6%)「その他」(6.9%)となっている(図表 2-4)。

2-2 消費生活に関する知識（消費生活クイズ）

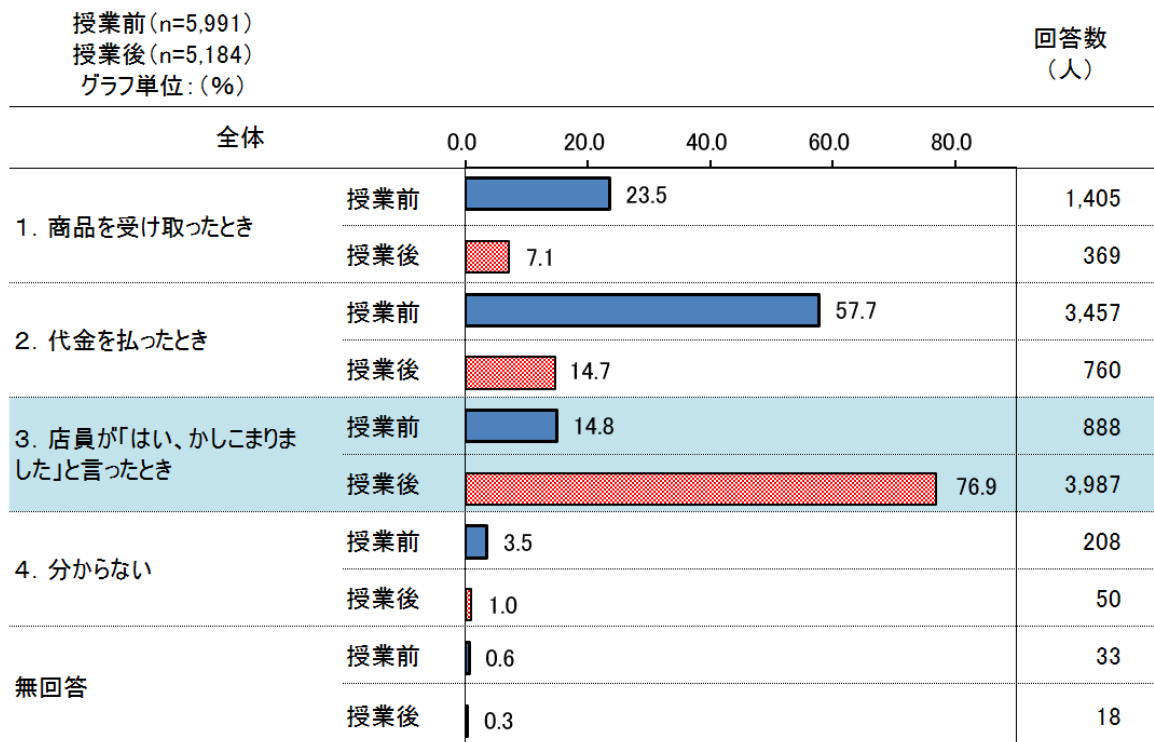
（1）設問ごとの正答率

消費者庁作成高校生向け消費者教育教材「社会への扉」に掲載されている12のクイズの内容に基づき、消費生活に関する知識を尋ねた授業前調査、授業後調査の結果を示す。グラフで背景色を濃く示す選択肢が正答である。

消費生活クイズ

次の質問について、正しいと思う番号を1つずつ○で囲んでください。

Q1. 店で買い物をするとき、契約が成立するのはいつ？



図表 2-5 契約の成立時期

契約の成立時期を尋ねたところ、授業前の正答率は14.8%と2割を下回っており、誤答である「代金を払ったとき」(57.7%)、「商品を受け取ったとき」(23.5%)が多く選ばれている。

授業後の正答率は76.9%と8割弱に達し、授業前と比べて62.1ポイントの大幅な増となったが、依然として誤答である「代金を払ったとき」(14.7%)も選ばれている(図表2-5)。

第2章 アンケート調査の結果

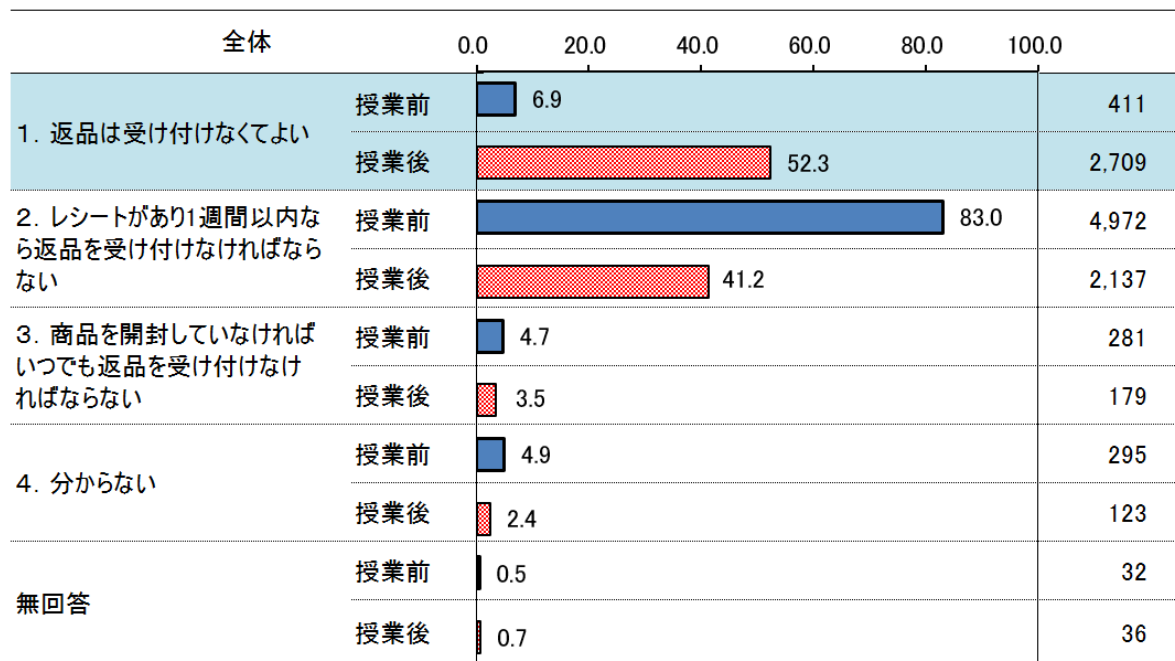
Q2. 店で商品を買ったが、使う前に不要になり返品したい。店の対応として法律上正しいものは？

授業前 (n=5,991)

授業後 (n=5,184)

グラフ単位: (%)

回答数
(人)



図表 2-6 契約の取消し

契約の解約の知識について尋ねたところ、授業前の正答率は 6.9%と 1 割を下回っており、誤答である「レシートがあり 1 週間以内なら返品を受け付けなければならない」が 83.0%と最も多かった。

授業後の正答率は 52.3%と 5 割に達し、授業前と比べて 45.4 ポイントの大幅な増となったが、依然として誤答である「レシートがあり 1 週間以内なら返品を受け付けなければならない」(41.2%) も選ばれている (図表 2-6)。

第2章 アンケート調査の結果

Q 3. 17歳の高校生が、保護者に内緒で10万円の化粧品セットを契約した。この契約は取り消せる？

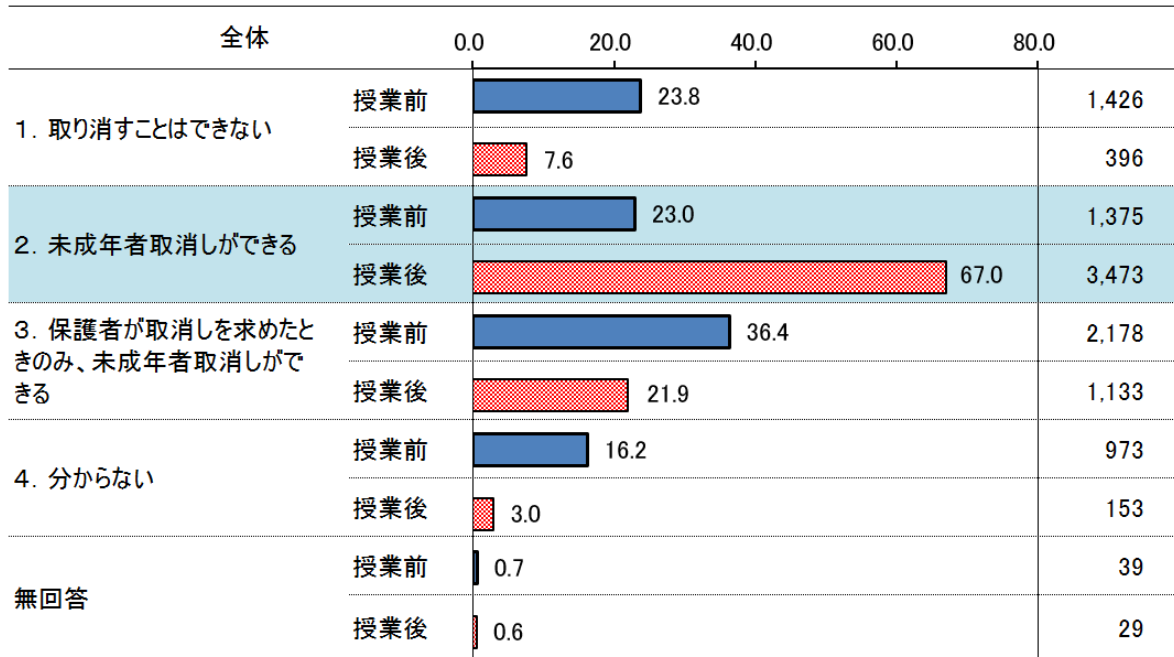
授業前 (n=5,991)

授業後 (n=5,184)

グラフ単位: (%)

回答数

(人)



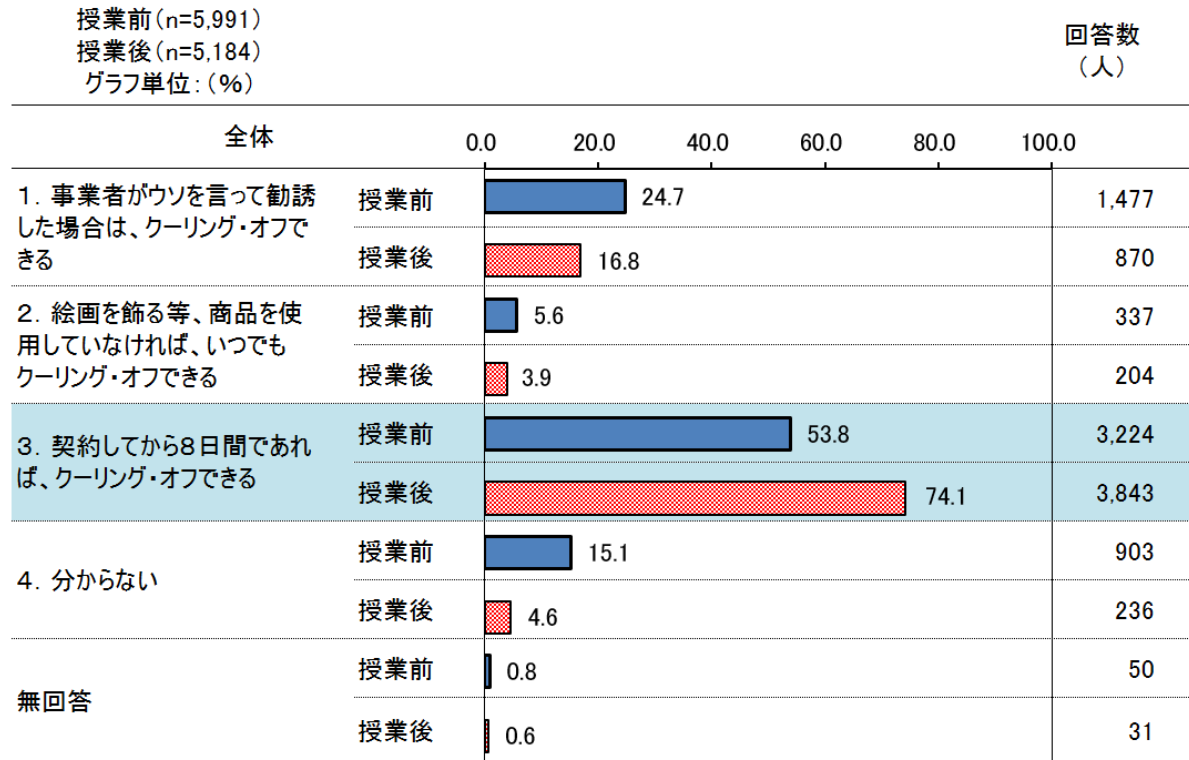
図表 2-7 未成年者取消し

未成年者取消しの知識を尋ねたところ、授業前の正答率は23.0%と3割を下回っており、誤答である「保護者が取消しを求めたときのみ、未成年者取消しができる」(36.4%)、「取り消すことはできない」(23.8%)が多く選ばれている。

授業後の正答率は67.0%と6割に達し、授業前と比べて44.0ポイントの大幅な増となったが、依然として誤答である「保護者が取消しを求めたときのみ、未成年者取消しができる」(21.9%)も選ばれている(図表2-7)。

第2章 アンケート調査の結果

Q 4. 街で呼び止められ、展示会場に行ったら勧誘され、断れなくて10万円の絵画を契約してしまった。この契約をクーリング・オフすることはできる？



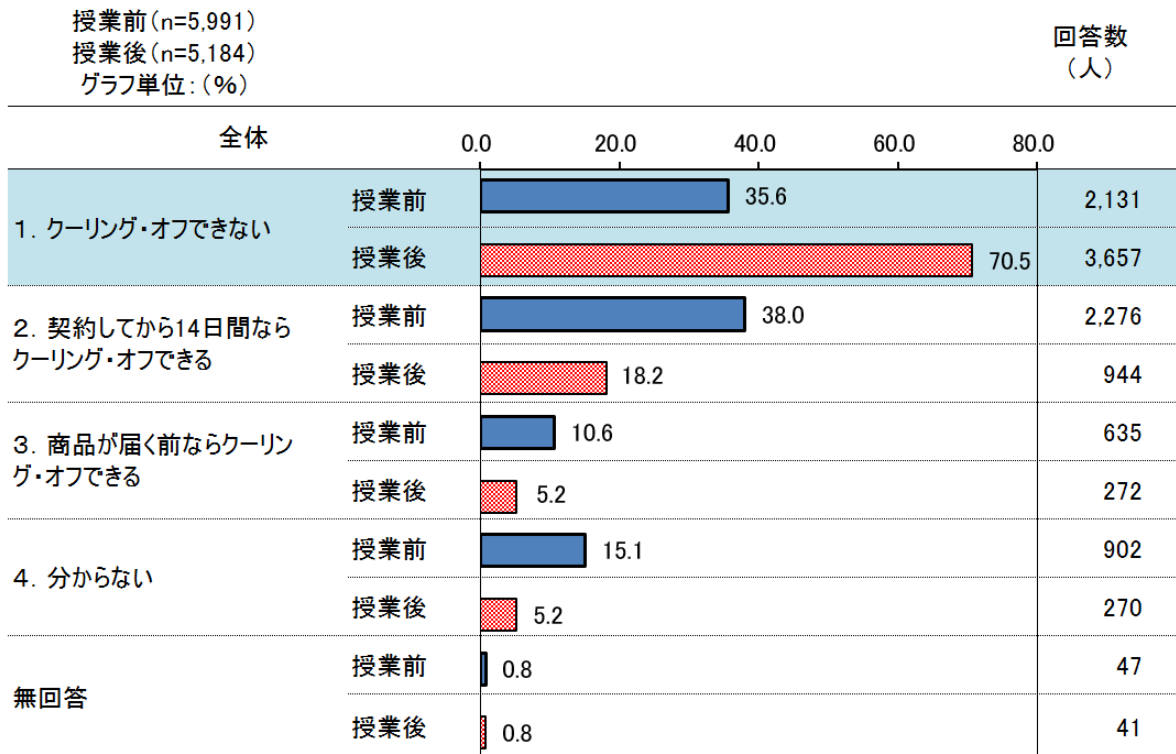
図表 2-8 クーリング・オフ

クーリング・オフの知識を尋ねたところ、授業前の正答率は 53.8%であり選択肢の中で最も多く選ばれている。

授業後の正答率は 74.1%と授業前に比べて 20.3 ポイントの増となったが、依然として誤答である「事業者がウソを言って勧誘した場合は、クーリング・オフできる」(16.8%) も選ばれている (図表 2-8)。

第2章 アンケート調査の結果

Q 5. ネットショップでTシャツを買ったけれど似合わない。クーリング・オフできる？



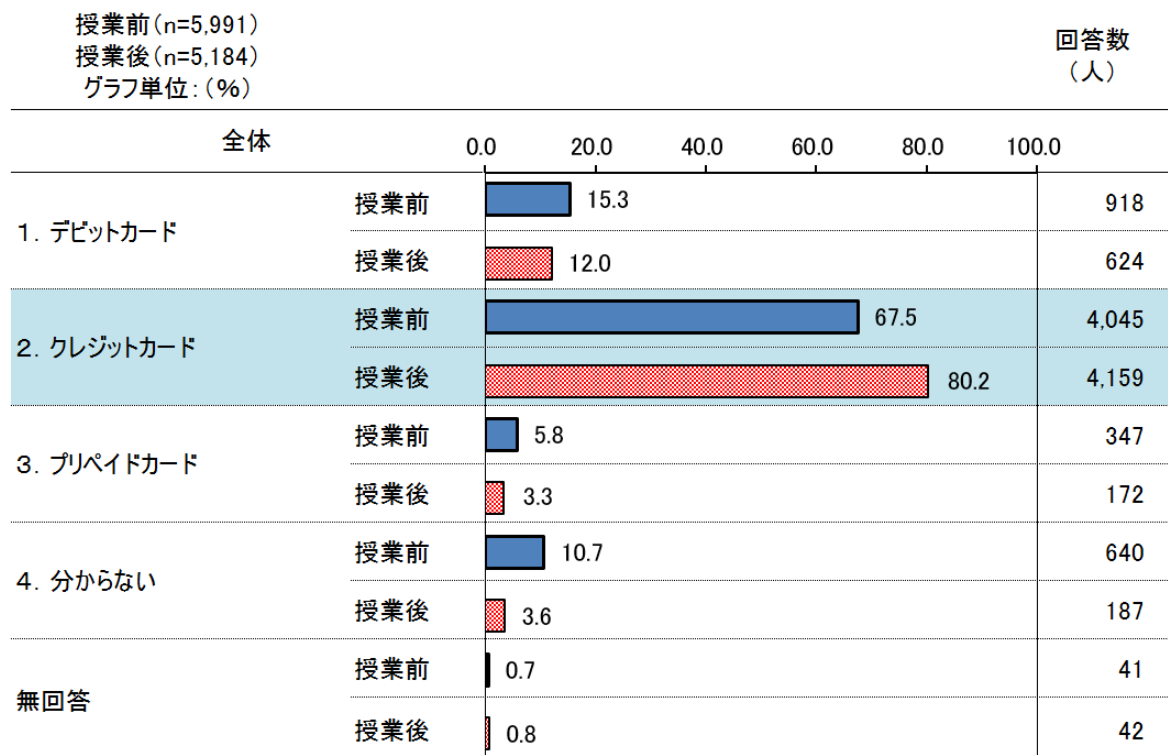
図表 2-9 通信販売におけるクーリング・オフ

通信販売におけるクーリング・オフの知識について尋ねたところ、授業前の正答率は35.6%と4割を下回っており、誤答である「契約してから14日間ならクーリング・オフできる」(38.0%)や、「分からない」(15.1%)が多く選ばれている。

授業後の正答率は70.5%と7割に達し、授業前と比べて34.9ポイントの大幅な増となったが、依然として誤答である「契約してから14日間ならクーリング・オフできる」(18.2%)も選ばれている(図表2-9)。

第2章 アンケート調査の結果

Q 6. 買い物をした後日に代金を支払うことになるのはどれ？



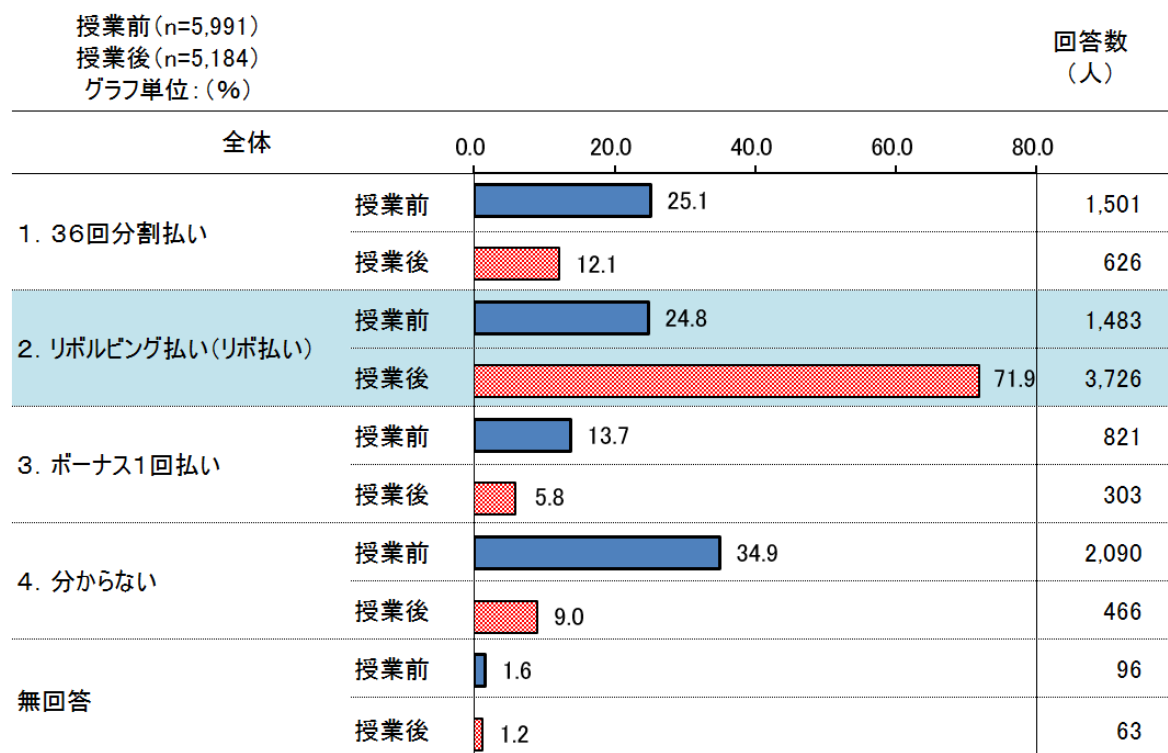
図表 2-10 クレジットカード

クレジットカードの知識を尋ねたところ、授業前の正答率は 67.5%であり、選択肢の中で最も多く選ばれている。

授業後の正答率は 80.2%と、授業前に比べて 12.7 ポイントの増となったが、依然として誤答である「デビットカード」(12.0%) も選ばれている (図表 2-10)。

第2章 アンケート調査の結果

Q 7. クレジットカードの支払方法で、1つ1つの商品の残高が分かりにくいのは？



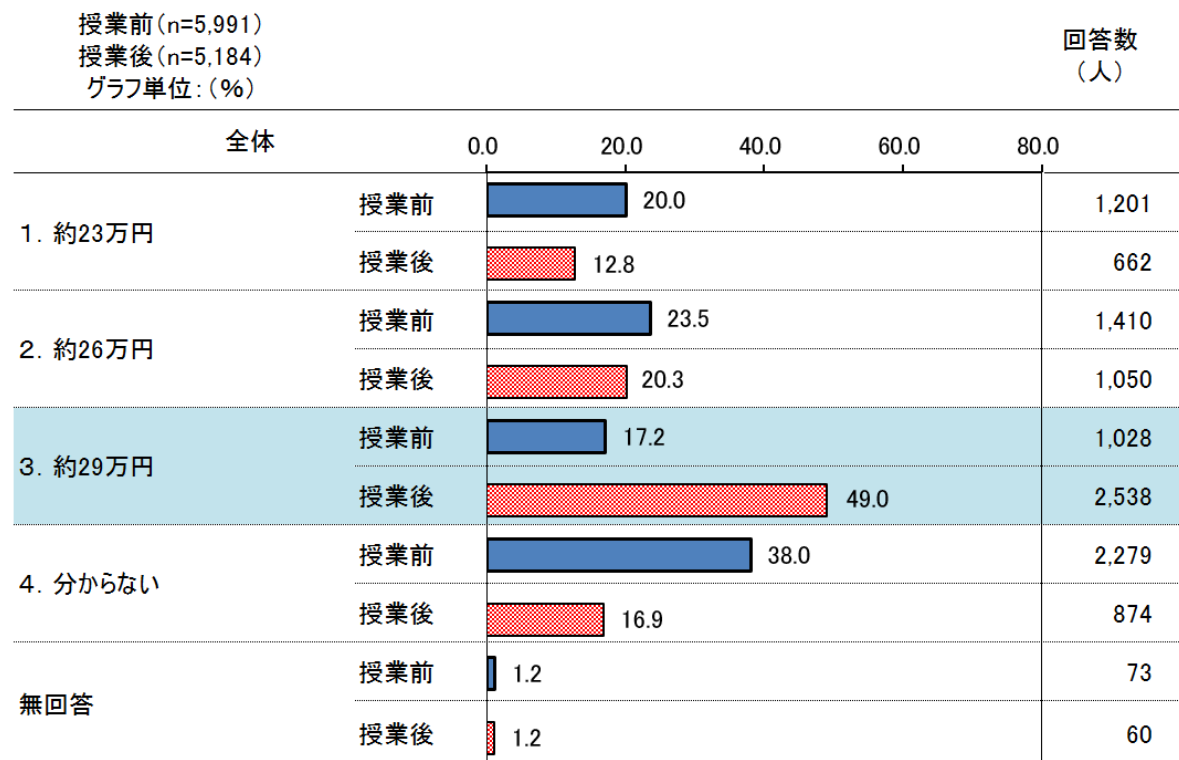
図表 2-11 リボルビング払い

リボルビング払いの知識を尋ねたところ、授業前の正答率は 24.8%と 3 割を下回っており、「分からない」(34.9%) や、誤答である「36 回分割払い」(25.1%) が多く選ばれている。

授業後の正答率は 71.9%と 7 割に達し、授業前と比べて 47.1 ポイントと大幅な増となったが、依然として誤答である「36 回分割払い」(12.1%) も選ばれている。(図表 2-11)。

第2章 アンケート調査の結果

Q 8. 自動車教習所へ通うため金融機関から 20 万円を年利（金利）17%で借りた。毎月 5,000 円ずつ返済した場合の返済総額は？



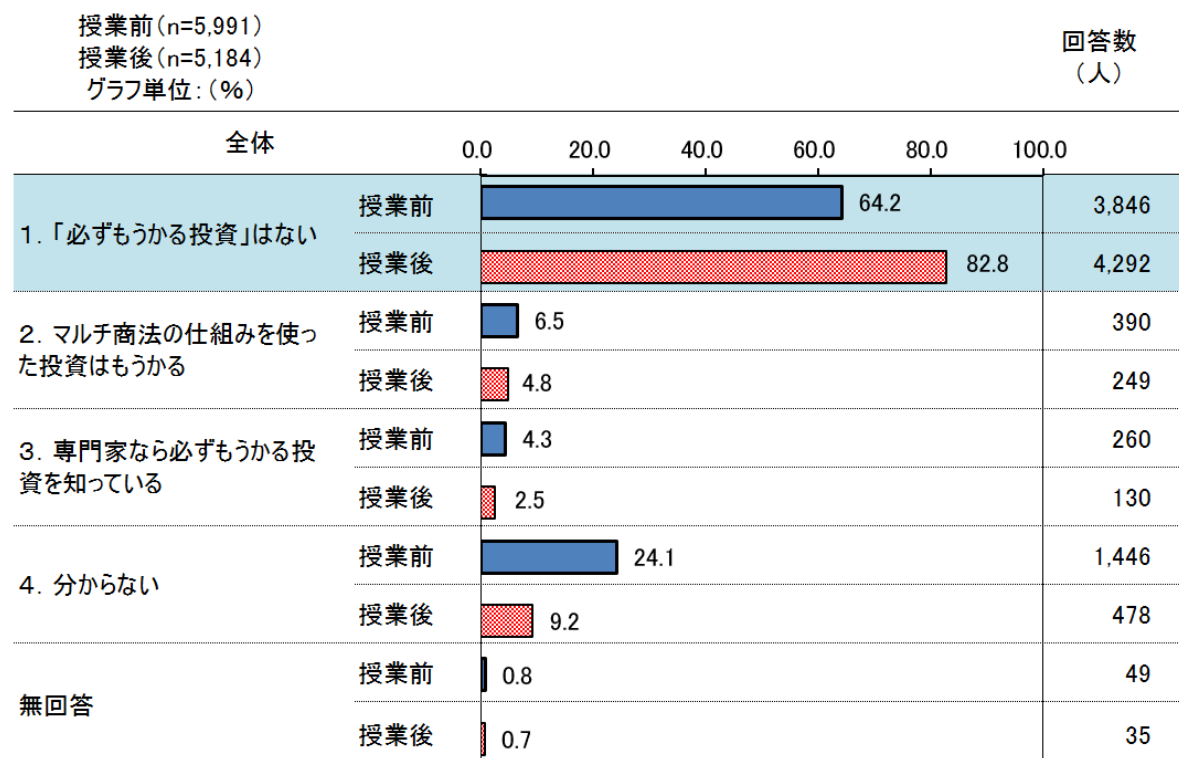
図表 2-12 借入返済額

借入返済額に関する知識について尋ねたところ、授業前の正答率は 17.2%と 2 割を下回っており、「分からない」(38.0%) や、誤答である、「約 26 万円」(23.5%) が多く選ばれている。

授業後の正答率は、49.0%と授業前と比べて 31.8 ポイントの大幅な増となったが、依然として「分からない」(16.9%) や、誤答である「約 26 万円」(20.3%)、「約 23 万円」(12.8%) も選ばれている（図表 2-12）。

第2章 アンケート調査の結果

Q9.「必ずもうかる投資」ってあるの？



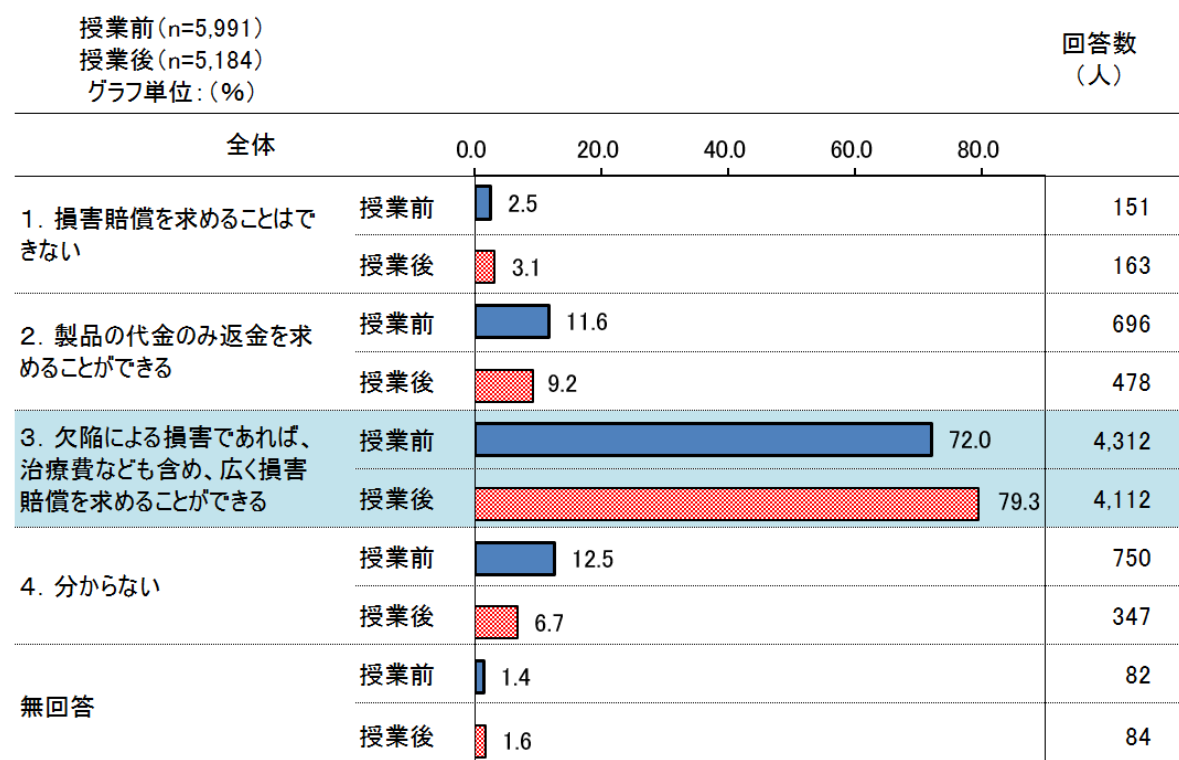
図表 2-13 投資の知識

投資の知識を尋ねたところ、授業前の正答率は 64.2%であり、選択肢の中で最も多く選ばれているが、「分からない」も 24.1%選ばれている。

授業後の正答率は 82.8%と授業前と比べて 18.6%の増となった（図表 2-13）。

第2章 アンケート調査の結果

Q10. 製品による事故が発生したとき損害賠償を求めることができる？



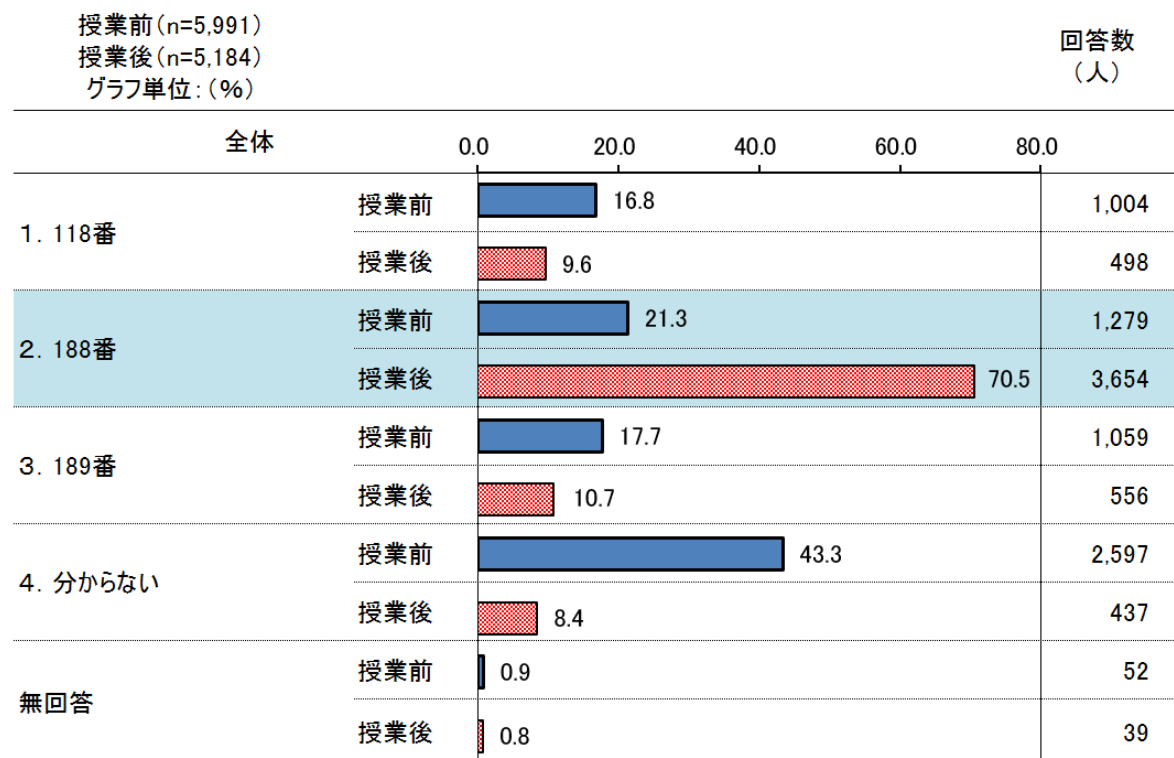
図表 2-14 製品による事故

製品による事故が発生したときに関する知識を尋ねたところ、授業前の正答率は 72.0% であり、選択肢の中で最も多く選ばれている。

授業後の正答率は 79.3% と、授業前と比べて 7.3 ポイントの増となった (図表 2-14)。

第2章 アンケート調査の結果

Q11. 消費生活について相談したいときにかける電話番号は？



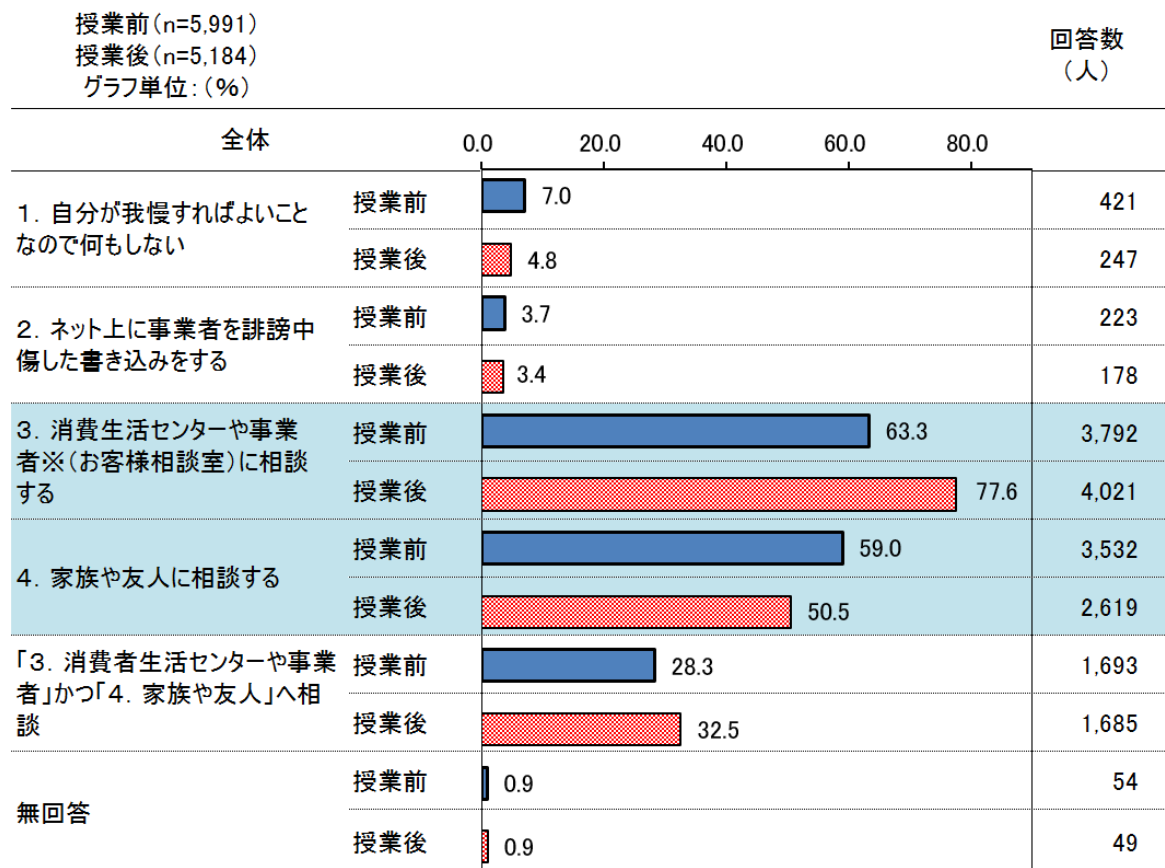
図表 2-15 消費者ホットライン 188

消費者ホットライン 188 の認知を尋ねたところ、授業前の正答率は 21.3%と 3 割を下回っており、「分からない」(43.3%) が最も多く選ばれている。

授業後の正答率は 70.5%と 7 割以上に達し、授業前と比べて 49.2 ポイントの大幅な増となったが、依然として誤答である「189 番」(10.7%) も選ばれている (図表 2-15)。

第2章 アンケート調査の結果

Q12. 消費者トラブルにあったとき、あなたならどうする？あてはまるものを○で囲んでください。（複数回答）



図表 2-16 消費者トラブルへの対応

消費者トラブルへの対応について尋ねたところ、授業前は、望ましい対応である「消費生活センターや事業者※（お客様相談室）に相談する」が 63.3%、「家族や友人に相談する」が 59.0%であった。授業後においては、「家族や友人に相談する」（50.5%）がやや減少したが、その分「消費生活センターや事業者※（お客様相談室）に相談する」（77.6%）が 14.3ポイント上昇し、「自分が我慢すればよいことなので何もしない」（4.8%）、「ネット上に事業者を誹謗中傷した書き込みをする」（3.4%）の減少がみられた。

また、「消費生活センターや事業者※（お客様相談室）に相談する」かつ「家族や友人に相談する」の両方を選んだ割合は、授業前（28.3%）から比べると授業後（32.5%）は 4.2ポイントの上昇が見られた（図表 2-16）。

第2章 アンケート調査の結果

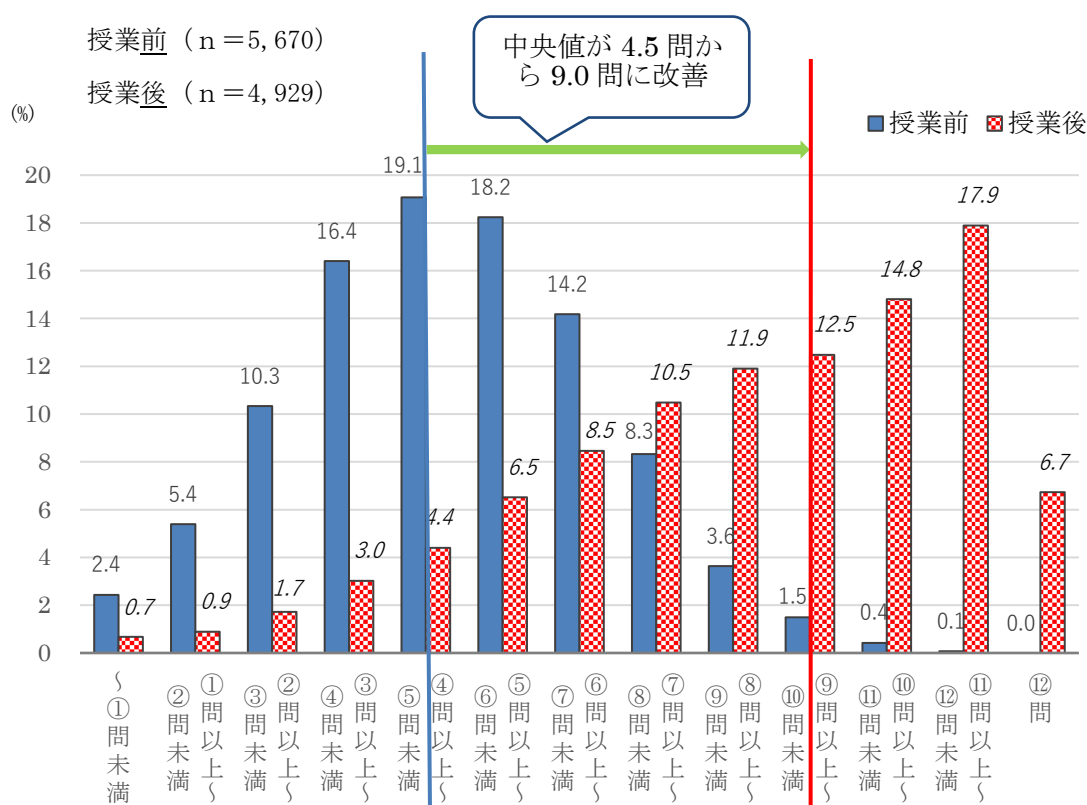
(2) 全体の傾向

無回答者を除く全体の 12 問に占める正答率（全 12 問中の正答数の割合をいう。以下同じ。）を算出した結果は、図表 2-17 のとおりである。授業前の平均は 38.7%、授業後の平均は 70.9%であった。

無回答者を除く正答数の分布は、図表 2-18 のとおりである。授業前は 4 問以上～5 問未満が 19.1%で最も多く、次いで 5 問以上～6 問未満が 18.2%であった。全問正答者はいなかった。授業後は 11 問以上～12 問未満が 17.9%で最も多く、次いで 10 問以上～11 問未満が 14.8%であった。全問正答者は 6.7%だった。

	n	最小値	最大値	平均値	中央値	標準偏差
授業前	5,670	0.0	95.8	38.7	37.5	16.3
授業後	4,929	0.0	100.0	70.9	75.0	22.3

図表2-17 12問に占める正答率（%）の記述統計



※ Q12において「3. 消費生活センターや事業者※（お客様相談室）に相談する」又は「4. 家族や友人に相談する」のどちらか一方のみを回答した場合の正答数を「0.5 問」としているため、正答数に端数が生じている。

図表2-18 正答数の分布

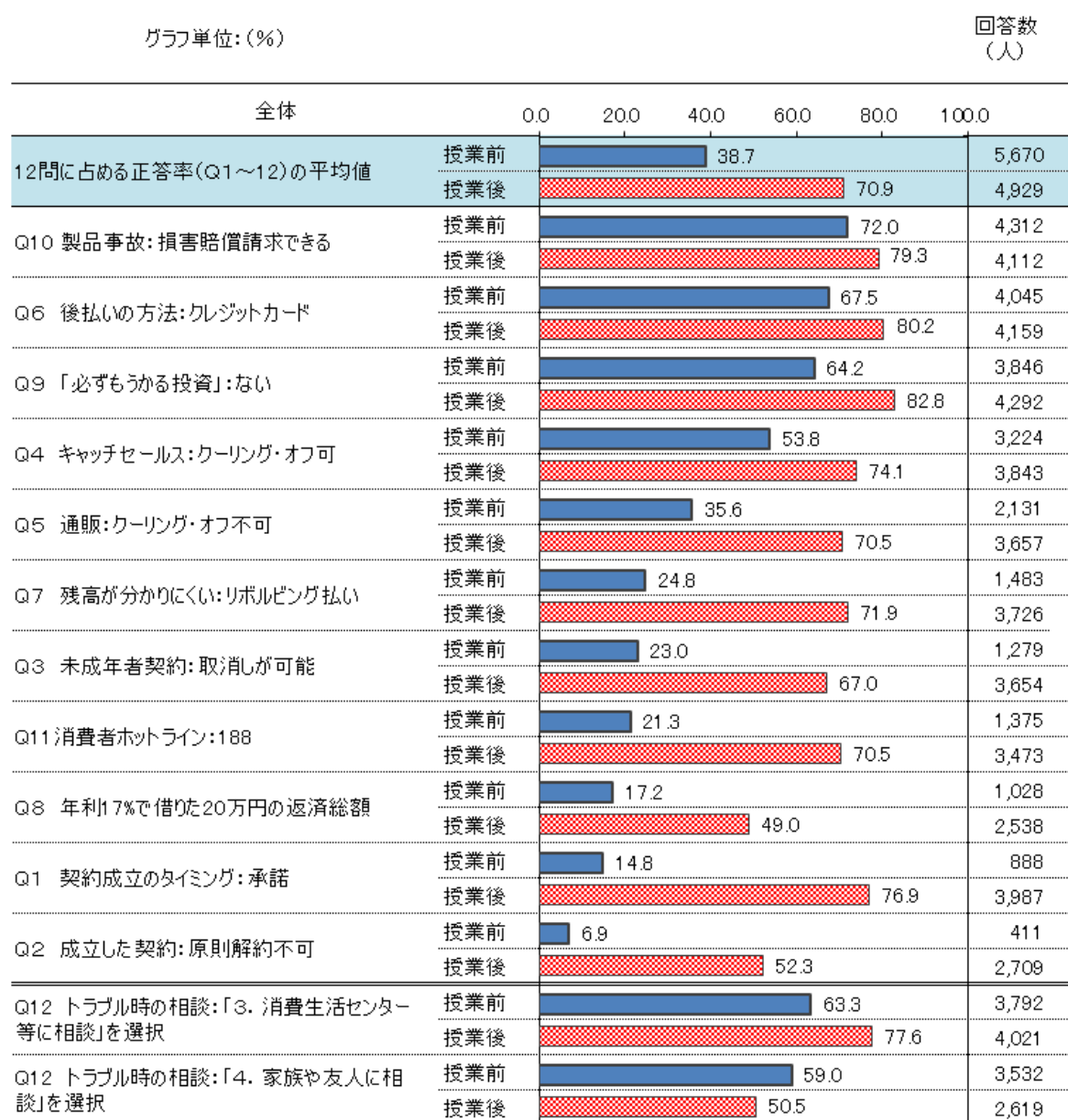
第2章 アンケート調査の結果

設問ごとの正答率は、**図表 2-19** のとおりである。

授業前では、特にQ1、Q2 など、契約の成立や解約についての正しい知識を持たない生徒が多いことが分かる。Q4 の「クーリング・オフ」の正答率は高かったのに対し、Q2 の「契約の解約」の正答率は低い。契約が成立しても、消費者の都合で解約できると認識している生徒が多いといえる。「成立した契約は原則、解約ができない」ことをしっかりと伝えた上で、事業者が消費者に対してサービスとして一定条件下の解除を認めている、消費者保護の特例としてクーリング・オフ制度があることを学ぶ必要があるといえる。

第2章 アンケート調査の結果

《総括表》



図表 2-19 設問ごとの正答率

2-3 自立した消費者としての意識（消費生活についてのアンケート）

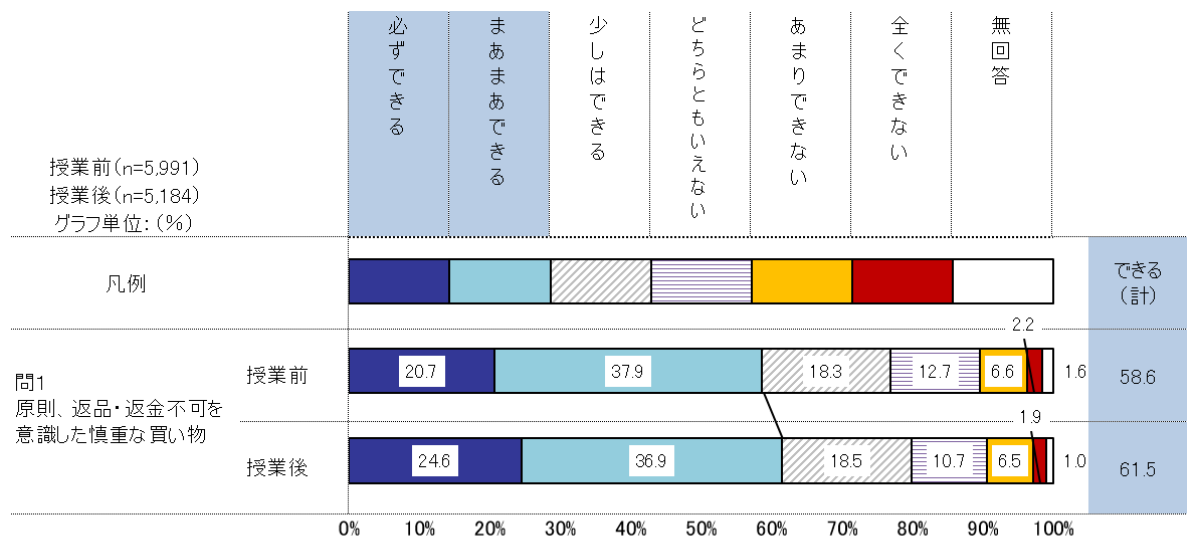
（1）項目ごとの傾向

日々の消費生活に対する意識を尋ねた授業前調査、授業後調査の結果を示す。

消費生活についてのアンケート

あなたは今後の消費生活で、以下のことができそうですか。あてはまる番号を1つずつ○で囲んでください。

問1. 店で商品を購入するときは、原則は返品・返金ができないことを意識して慎重に買い物する。



※できる(計) = 「必ずできる」 + 「まあまあできる」

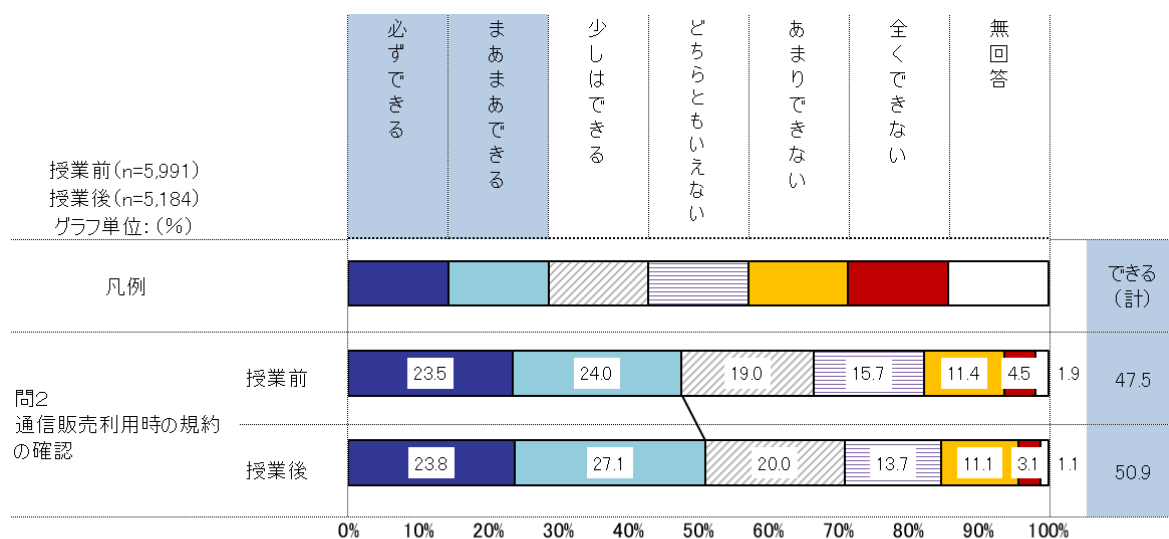
図表 2-20 原則、返品・返金不可を意識した慎重な買い物

「原則、返品・返金不可を意識した慎重な買い物」について尋ねたところ、「必ずできる」と「まあまあできる」の合計は、授業前 58.6%、授業後 61.5%と授業後は授業前と比べて 2.9 ポイント増加した。

一方、「全くできない」と「あまりできない」の合計は、授業前 8.8%、授業後 8.4%と授業後は授業前と比べて 0.4 ポイント減少した（図表 2-20）。

第2章 アンケート調査の結果

問2. ネットショッピングで買い物をする際には、注文前に利用規約を必ず確認する。



※できる(計) = 「必ずできる」+「まあまあできる」

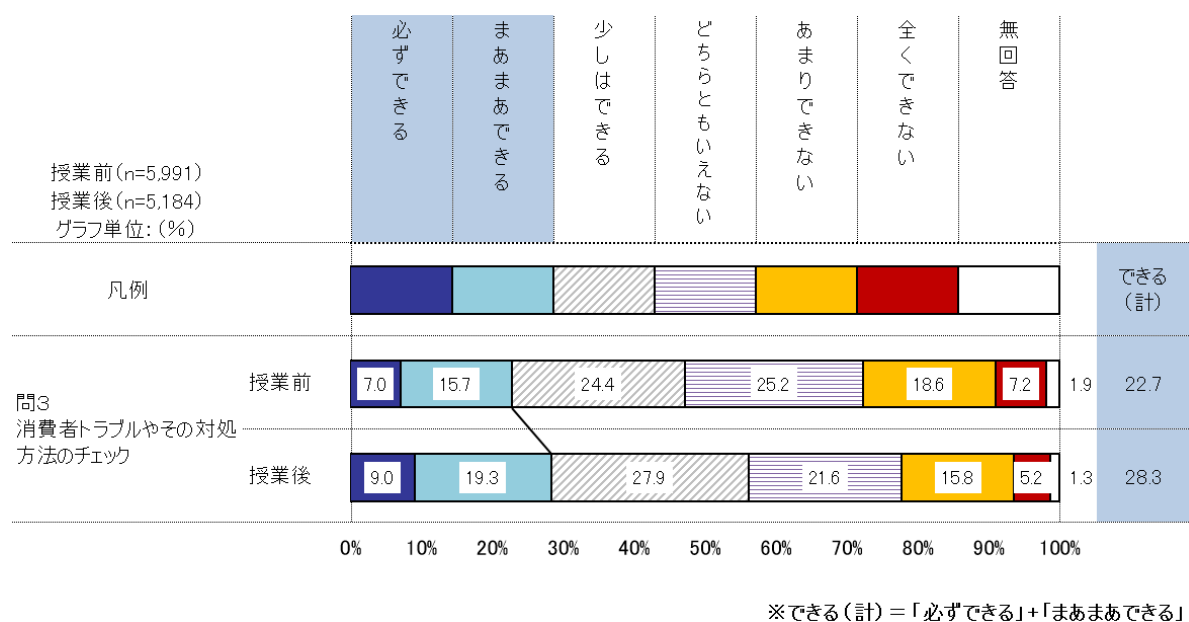
図表 2-21 通信販売利用時の規約の確認

「通信販売利用時の規約の確認」について尋ねたところ、「必ずできる」と「まあまあできる」の合計は、授業前 47.5%、授業後 50.9%と授業後は授業前と比べて 3.4 ポイント増加した。

一方、「全くできない」と「あまりできない」の合計は、授業前 15.9%、授業後 14.2%と授業後は授業前と比べて 1.7 ポイント減少した (図表 2-21)。

第2章 アンケート調査の結果

問3. 近ごろ問題になっている販売方法や消費者トラブル、その対処方法を常にチェックする。



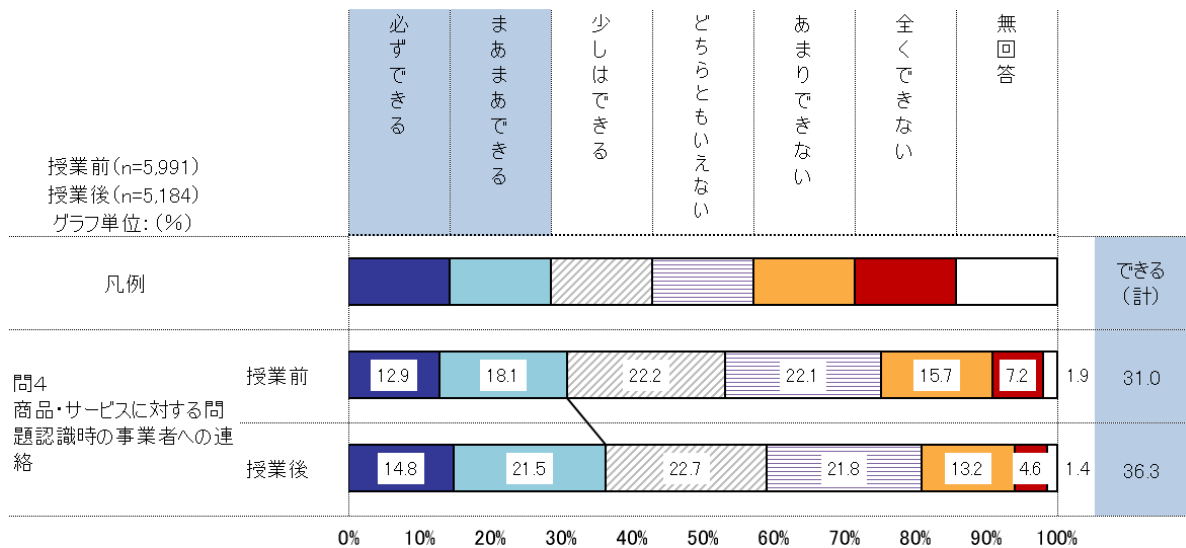
図表 2-22 消費者トラブルやその対処方法のチェック

「消費者トラブルやその対処方法のチェック」について尋ねたところ、「必ずできる」と「まあまあできる」の合計は、授業前 22.7%、授業後 28.3%と授業後は授業前と比べて 5.6 ポイント増加した。

一方、「全くできない」と「あまりできない」の合計は、授業前 25.8%、授業後 21.0%と授業後は授業前と比べて 4.8 ポイント減少した（図表 2-22）。

第2章 アンケート調査の結果

問4. 商品やサービスに問題を感じたら、事業者（販売店やメーカー）に連絡する。



※できる(計) = 「必ずできる」+「まあまあできる」

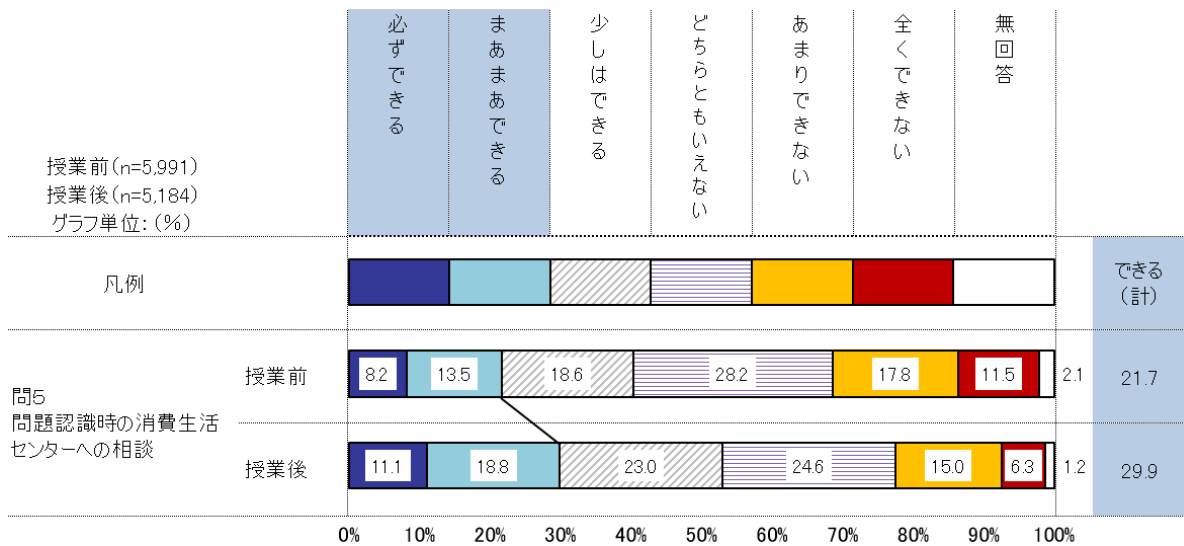
図表 2-23 商品・サービスに対する問題認識時の事業者への連絡

「商品・サービスに対する問題認識時の事業者への連絡」について尋ねたところ、「必ずできる」と「まあまあできる」の合計は、授業前 31.0%、授業後 36.3%と授業後は授業前と比べて 5.3 ポイント増加した。

一方、「全くできない」と「あまりできない」の合計は、授業前 22.9%、授業後 17.8%と授業後は授業前と比べて 5.1 ポイント減少した（図表 2-23）。

第2章 アンケート調査の結果

問5. 商品やサービス、また事業者の対応に問題を感じたら、消費生活センターに相談する。



※できる(計) = 「必ずできる」+「まあまあできる」

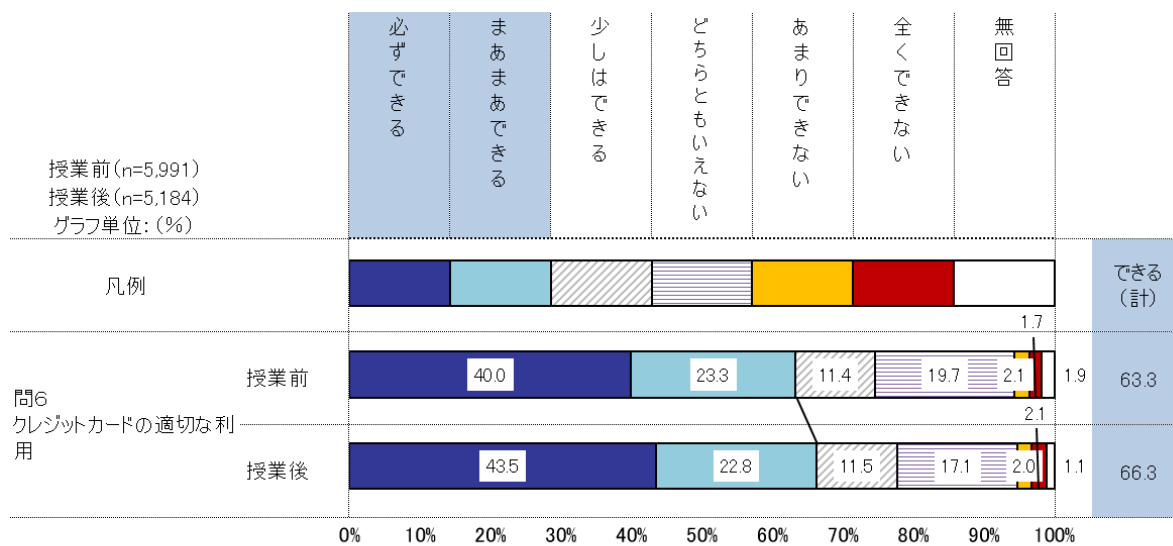
図表 2-24 問題認識時の消費生活センターへの相談

「問題認識時の消費生活センターへの相談」について尋ねたところ、「必ずできる」と「まあまあできる」の合計は、授業前 21.7%、授業後 29.9%と授業後は授業前と比べて 8.2 ポイント増加した。

一方、「全くできない」と「あまりできない」の合計は、授業前 29.3%、授業後 21.3%と授業後は授業前と比べて 8.0 ポイント減少した (図表 2-24)。

第2章 アンケート調査の結果

問6. もしクレジットカードを持ったとしたら、期日までに必ず支払える場合にしか使わない。



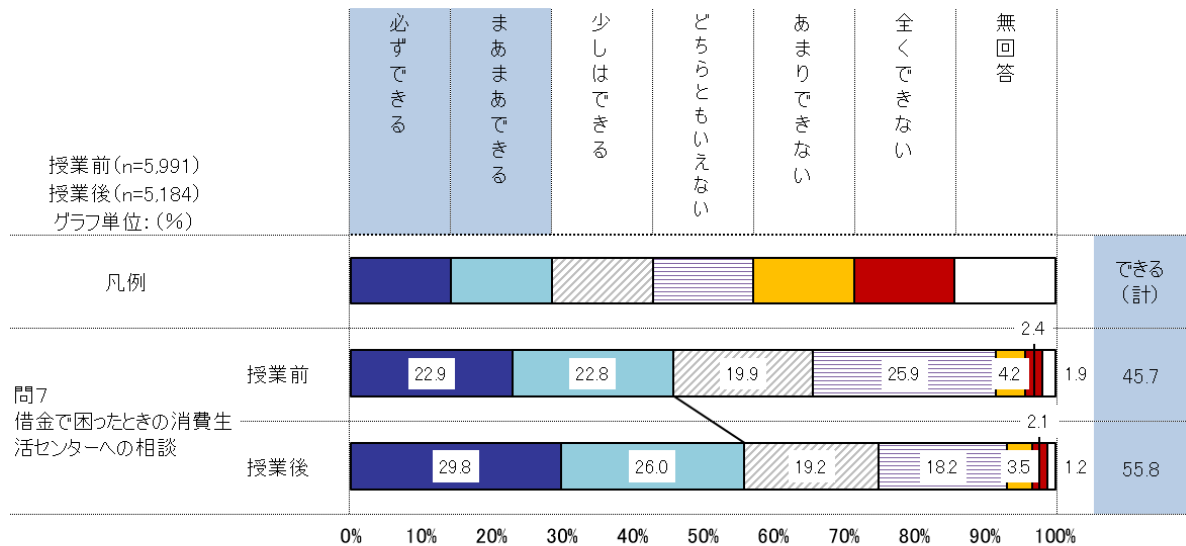
※できる(計) = 「必ずできる」+「まあまあできる」

図表 2-25 クレジットカードの適切な利用

「クレジットカードの適切な利用」について尋ねたところ、「必ずできる」と「まあまあできる」の合計は、授業前 63.3%、授業後 66.3%と授業後は授業前と比べて 3.0 ポイント増加した。

第2章 アンケート調査の結果

問7. 借金が雪だるま式に増えるようなことがあれば、消費生活センターに相談する。



※できる(計) = 「必ずできる」+「まあまあできる」

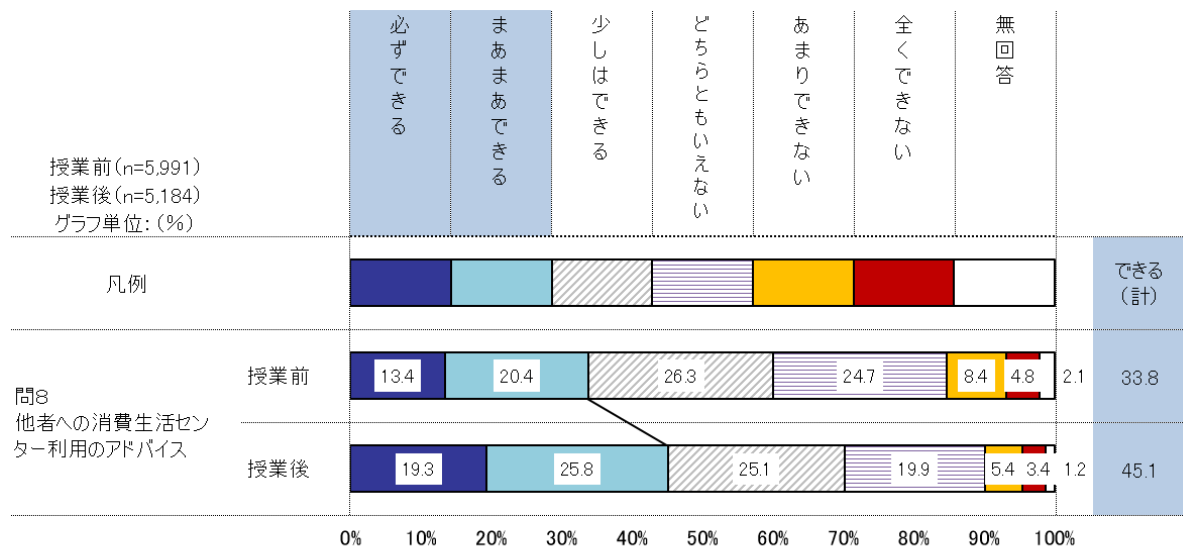
図表 2-26 借金で困ったときの消費生活センターへの相談

「借金で困ったときの消費生活センターへの相談」について尋ねたところ、「必ずできる」と「まあまあできる」の合計は、授業前 45.7%、授業後 55.8%と授業後は授業前と比べて 10.1 ポイント増加した。

一方、「全くできない」と「あまりできない」の合計は、授業前 6.6%、授業後 5.6%と授業後は授業前と比べて 1.0 ポイント減少した (図表 2-26)。

第2章 アンケート調査の結果

問8. 消費者被害にあっているような人がいたら、消費生活センターに相談するようアドバイスする。



※できる(計) = 「必ずできる」+「まあまあできる」

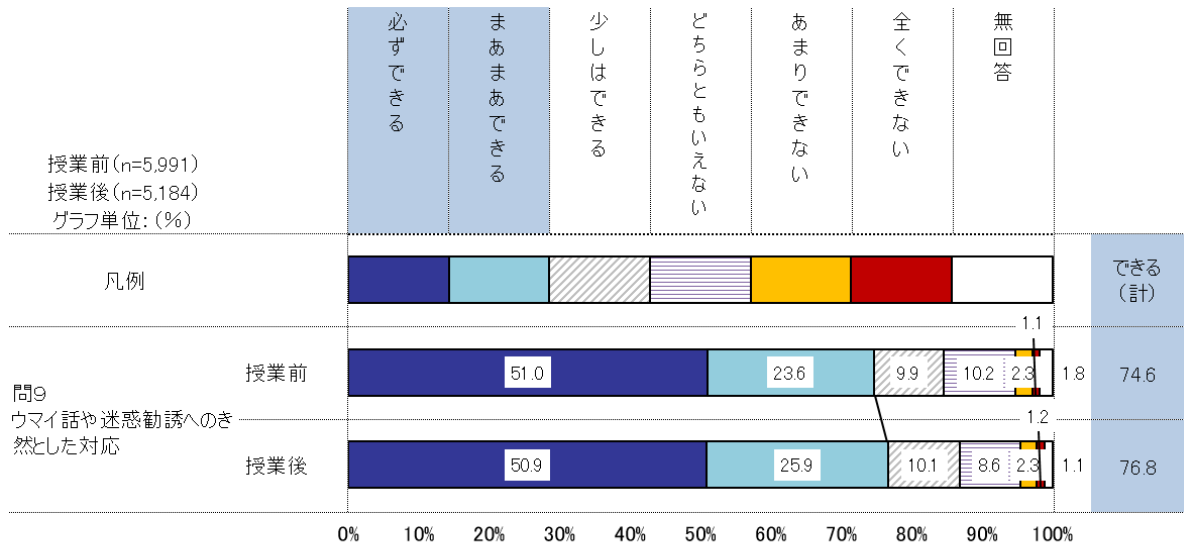
図表 2-27 他者への消費生活センター利用のアドバイス

「他者への消費生活センター利用のアドバイス」について尋ねたところ、「必ずできる」と「まあまあできる」の合計は、授業前 33.8%、授業後 45.1%と授業後は授業前と比べて 11.3 ポイント増加した。

一方、「全くできない」と「あまりできない」の合計は、授業前 13.2%、授業後 8.8%と授業後は授業前と比べて 4.4 ポイント減少した（図表 2-27）。

第2章 アンケート調査の結果

問9. 「必ずもうかる」などのウマイ話や、迷惑に感じる勧誘をされたときは、きっぱりと断る。



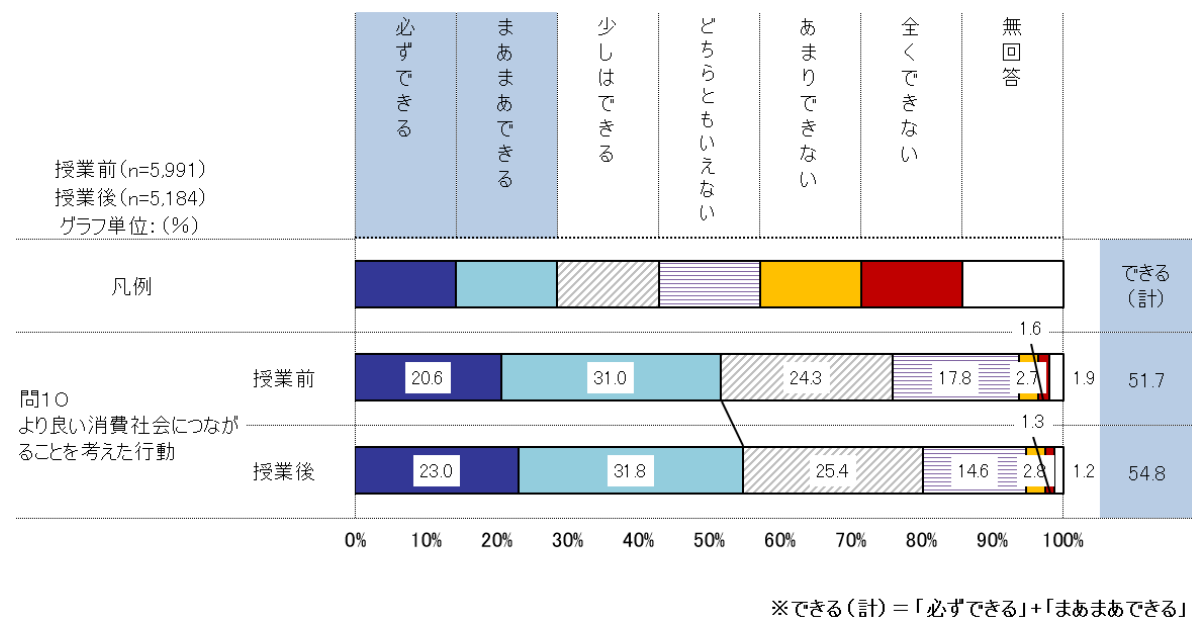
※できる(計) = 「必ずできる」+「まあまあできる」

図表 2-28 ウマイ話や迷惑勧誘へのき然とした対応

「ウマイ話や迷惑勧誘へのき然とした対応」について尋ねたところ、「必ずできる」と「まあまあできる」の合計は、授業前 74.6%、授業後 76.8%と授業後は授業前と比べて 2.2 ポイント増加した（図表 2-28）。

第2章 アンケート調査の結果

問10. 自分も、安全・安心でより良い消費社会につながることを考えて行動する。



図表 2-29 より良い消費社会につながることを考えた行動

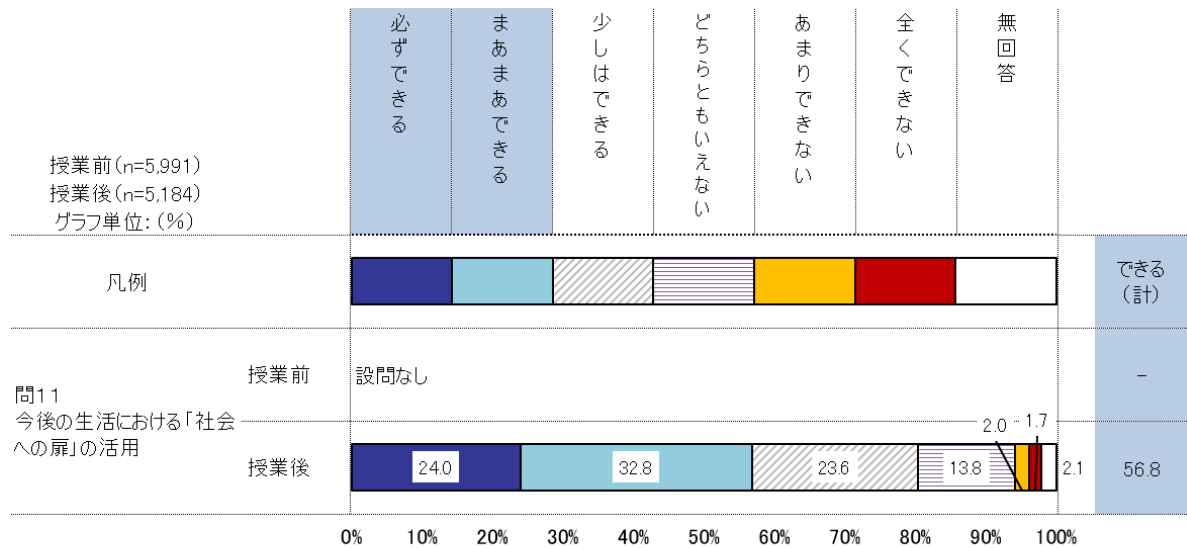
「より良い消費社会につながることを考えた行動」について尋ねたところ、「必ずできる」と「まあまあできる」の合計は、授業前 51.7%、授業後 54.8%と授業後は授業前と比べて 3.1 ポイント増加した。

一方、「全くできない」と「あまりできない」の合計は、授業前 4.3%、授業後 4.1%と授業後は授業前と比べて 0.2 ポイント減少した（図表 2-29）。

第2章 アンケート調査の結果

問 11. 「社会への扉」冊子で学んだことを、今後の生活の中で役立てる。

(授業後アンケートのみ)



※できる(計) = 「必ずできる」+「まあまあできる」

図表 2-30 今後の生活における「社会への扉」の活用

今後の生活における「社会への扉」で学んだ内容の活用について尋ねたところ、「必ずできる」と「まあまあできる」の合計は、授業後において 56.8%であった。

「全くできない」と「あまりできない」の合計は 3.7%であった (図表 2-30)。

第2章 アンケート調査の結果

問 12. 「社会への扉」を学んで分かりやすかった点や分かりにくかった点、もっと学びたい内容を含めて感想を書いてください。(自由記述・授業後アンケート)

授業後アンケートの自由記述について、様々な意見があったが、特に1) 契約、2) 消費生活センター、3) 「社会への扉」に対するコメントが多く見られた。生徒からの主な意見は、下記のとおりである。

1) 契約について

- ・レシートをもっていたら返品できるというのがお店のサービスだったことを知り慎重に商品を選ぶようになった。
- ・クレジットカードを持つ際や、ネットショッピングを利用する際は、買った後の事を考えて正しく利用したいと思う。
- ・自分が知らなかった事もたくさん知れました。例えば、店で買い物するときに契約が成立するのは代金を払ったときだと思っていたのですが、店員が「はい、かしこまりました。」と言ったときだとは知りませんでした。これからは気を付けて買い物をしたいと思いました。
- ・契約をする時は必ず、最初に返品・返金ができないことを意識して慎重に買い物をこれからもしようと思いました。
- ・契約のことを「社会への扉」で学び、未成年取消しができる点を初めて知りました。

2) 消費生活センターについて

- ・1人で悩まず消費生活センターに相談できることを初めて知りました。これからも自分の身を守るように気を付けたいです。
- ・消費生活センターに相談することでうまく解決できるかもしれないということを知って、もしトラブルがあったら、必ず相談しようと思った。
- ・「消費生活で困ったら188に電話する」というのが覚えやすく、分かりやすかった。

3) 「社会への扉」について

- ・図やマンガ式に説明が書かれているところが多くて理解しやすかったです。イラストがいっぱいあったので興味を持って読むことができました。
- ・消費者の立場や責任、クーリング・オフなどの消費者制度について詳しく分かりやすく学べるよい冊子だった。この冊子から学んだ事を実生活にいかして、消費者として正しい行動ができるよう心掛けようと思う。

第2章 アンケート調査の結果

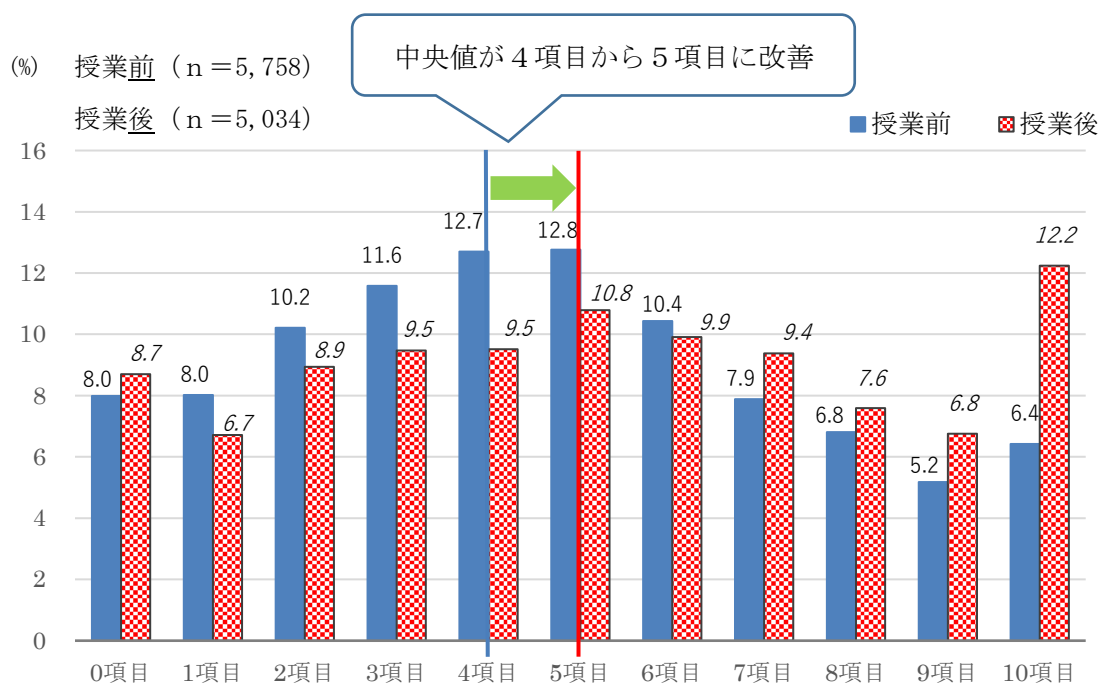
(2) 全体の傾向

無回答者を除く全体の項目に占める「必ずできる」と「まあまあできる」の合計割合（全10項目中「必ずできる」又は「まあまあできる」と回答した項目数の割合をいう。以下同じ。）を算出した結果は、**図表 2-31** のとおりである。授業前の平均は46.1%、授業後の平均は51.4%であった。

問1から問10までにおいて、「必ずできる」又は「まあまあできる」と答えた項目の分布は、**図表 2-32** のとおりである。授業前は5項目が12.8%で最も多く、次いで4項目が12.7%であった。授業後は10項目が12.2%で最も多く、次いで5項目が10.8%であった。

	n	最小値	最大値	平均値	中央値	標準偏差
授業前	5,758	0.0	100.0	46.1	40.0	28.5
授業後	5,034	0.0	100.0	51.4	50.0	31.3

図表 2-31 全体の項目に占める「必ずできる」と「まあまあできる」の合計割合（%）
の記述統計



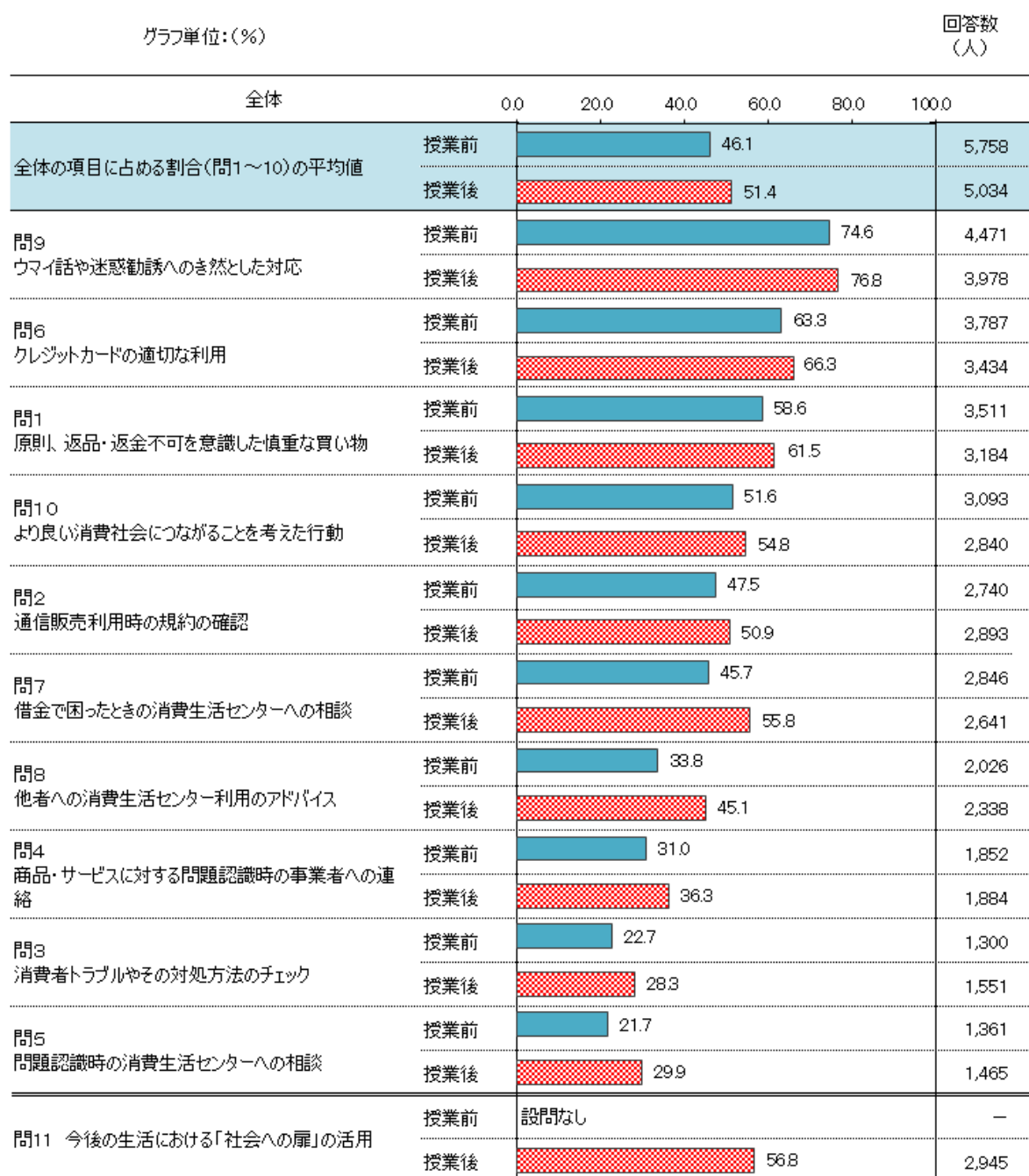
図表 2-32 「必ずできる」又は「まあまあできる」と答えた項目の分布

項目ごとの「必ずできる」と「まあまあできる」の合計割合を算出した結果は、**図表 2-33** のとおりである。最も高いのは、授業前、授業後とも「ウマイ話や迷惑勧誘へのき然とした対応（問9）」であり、次いで「クレジットカードの適切な利用（問6）」、「原則、返品・返

第2章 アンケート調査の結果

金不可を意識した慎重な買い物（問1）」であった。また、「必ずできる」と「まあまあできる」の合計について授業前と授業後を比べると、全ての項目で授業後に増加しており、知識を身に付けることだけでなく、意識の変化も見られたといえる。

《総括表》



図表 2-33 項目ごとの「必ずできる」と「まあまあできる」の合計割合

参 考 資 料

参 考 資 料

1. アンケート集計表

図表2-1

	n	%
男子	2,938	49.0
女子	2,993	50.0
無回答	60	1.0
合計	5,991	100.0

図表2-2

	n	%
男子	2,589	49.9
女子	2,535	48.9
無回答	60	1.2
合計	5,184	100.0

図表2-3

	学年	n	%
授業前	第一学年	4,803	80.2
	第二学年	985	16.4
	第三学年	163	2.7
	第四学年	3	0.1
	無回答	37	0.6
	合計	5,991	100.0
授業後	第一学年	4,152	80.1
	第二学年	855	16.5
	第三学年	156	3.0
	第四学年	2	0.0
	無回答	19	0.4
	合計	5,184	100.0

図表2-4

授業科目	n	%
家庭科	39	61.9
公民科	11	17.5
ホームルーム活動	4	6.3
総合的な学習の時間	1	1.6
その他	8	12.7
合計	63	100.0

図表2-5

契約の成立時期	授業前		授業後	
	n	%	n	%
1: 商品を受け取ったとき	1,405	23.5	369	7.1
2: 代金を払ったとき	3,457	57.7	760	14.7
3: 店員が「はい、かしこまりました」と言ったとき	888	14.8	3,987	76.9
4: 分からない	208	3.5	50	1.0
無回答	33	0.6	18	0.3
合計	5,991	100.0	5,184	100.0

図表2-6

契約の解約	授業前		授業後	
	n	%	n	%
1: 返品は受け付けなくてよい	411	6.9	2,709	52.3
2: レシートがあり1週間以内なら返品を受け付けなければならない	4,972	83.0	2,137	41.2
3: 商品を開封していなければいつでも返品を受け付けなければならない	281	4.7	179	3.5
4: 分からない	295	4.9	123	2.4
無回答	32	0.5	36	0.7
合計	5,991	100.0	5,184	100.0

参 考 資 料

図表2-7

未成年者取消し	授業前		授業後	
	n	%	n	%
1: 取り消すことはできない	1,426	23.8	396	7.6
2: 未成年者取消しができる	1,375	23.0	3,473	67.0
3: 保護者が取消しを求めたときのみ、未成年者取消しができる	2,178	36.4	1,133	21.9
4: 分からない	973	16.2	153	3.0
無回答	39	0.7	29	0.6
合計	5,991	100.0	5,184	100.0

図表2-8

クーリング・オフ	授業前		授業後	
	n	%	n	%
1: 事業者がウソを言って勧誘した場合は、クーリング・オフできる	1,477	24.7	870	16.8
2: 絵画を飾る等、商品を使用していなければ、いつでもクーリング・オフできる	337	5.6	204	3.9
3: 契約して8日間であれば、クーリング・オフできる	3,224	53.8	3,843	74.1
4: 分からない	903	15.1	236	4.6
無回答	50	0.8	31	0.6
合計	5,991	100.0	5,184	100.0

図表2-9

通信販売におけるクーリング・オフ	授業前		授業後	
	n	%	n	%
1: クーリング・オフできない	2,131	35.6	3,657	70.5
2: 契約してから14日間ならクーリング・オフできる	2,276	38.0	944	18.2
3: 商品が届く前ならクーリング・オフできる	635	10.6	272	5.2
4: 分からない	902	15.1	270	5.2
無回答	47	0.8	41	0.8
合計	5,991	100.0	5,184	100.0

図表2-10

クレジットカード	授業前		授業後	
	n	%	n	%
1: デビットカード	918	15.3	624	12.0
2: クレジットカード	4,045	67.5	4,159	80.2
3: プリペイドカード	347	5.8	172	3.3
4: 分からない	640	10.7	187	3.6
無回答	41	0.7	42	0.8
合計	5,991	100.0	5,184	100.0

参 考 資 料

図表2-11

リボルビング払い	授業前		授業後	
	n	%	n	%
1:36回分割払い	1,501	25.1	626	12.1
2:リボルビング払い(リボ払い)	1,483	24.8	3,726	71.9
3:ボーナス1回払い	821	13.7	303	5.8
4:分からない	2,090	34.9	466	9.0
無回答	96	1.6	63	1.2
合計	5,991	100.0	5,184	100.0

図表2-12

借入返済額	授業前		授業後	
	n	%	n	%
1:約23万円	1,201	20.0	662	12.8
2:約26万円	1,410	23.5	1,050	20.3
3:約29万円	1,028	17.2	2,538	49.0
4:分からない	2,279	38.0	874	16.9
無回答	73	1.2	60	1.2
合計	5,991	100.0	5,184	100.0

図表2-13

投資の知識	授業前		授業後	
	n	%	n	%
1:「必ずもうかる投資」はない	3,846	64.2	4,292	82.8
2:マルチ商法の仕組みを使った投資はもうかる	390	6.5	249	4.8
3:専門家なら必ずもうかる投資を知っている	260	4.3	130	2.5
4:分からない	1,446	24.1	478	9.2
無回答	49	0.8	35	0.7
合計	5,991	100.0	5,184	100.0

図表2-14

製品による事故	授業前		授業後	
	n	%	n	%
1:損害賠償を求めることはできない	151	2.5	163	3.1
2:製品の代金のみ返金求めることができる	696	11.6	478	9.2
3:欠陥による損害であれば、治療費なども含め、広く損害賠償を求めることができる	4,312	72.0	4,112	79.3
4:分からない	750	12.5	347	6.7
無回答	82	1.4	84	1.6
合計	5,991	100.0	5,184	100.0

参 考 資 料

図表2-15

消費者ホットライン188	授業前		授業後	
	n	%	n	%
1:118番	1,004	16.8	498	9.6
2:188番	1,279	21.3	3,654	70.5
3:189番	1,059	17.7	556	10.7
4:分からない	2,597	43.3	437	8.4
無回答	52	0.9	39	0.8
合計	5,991	100.0	5,184	100.0

図表2-16

消費者トラブルへの対応	授業前		授業後	
	n	%	n	%
1:自分が我慢すればよいことなので何もしない	421	7.0	247	4.8
2:ネット上に事業者を誹謗中傷した書き込みをする	223	3.7	178	3.4
3:消費生活センターや事業者※(お客様相談室)に相談する	3,792	63.3	4,021	77.6
4:家族や友人に相談する	3,532	59.0	2,619	50.5
無回答	54	0.9	49	0.9
合計	5,991	100.0	5,184	100.0

図表2-17

	授業前(n=5,670)		授業後(n=4,929)	
	正答数	%	正答数	%
最小値	0.0	0.0	0.0	0.0
最大値	11.5	95.8	12.0	100.0
平均値	4.6	38.7	8.5	70.9
中央値	4.5	37.5	9.0	75.0
標準偏差	2.0	16.3	2.7	22.3

参 考 資 料

図表2-18

	授業前		授業後	
	n	%	n	%
～1問未満	138	2.4	33	0.7
1問以上～2問未満	306	5.4	44	0.9
2問以上～3問未満	586	10.3	85	1.7
3問以上～4問未満	930	16.4	149	3.0
4問以上～5問未満	1,081	19.1	217	4.4
5問以上～6問未満	1,034	18.2	321	6.5
6問以上～7問未満	804	14.2	417	8.5
7問以上～8問未満	472	8.3	517	10.5
8問以上～9問未満	206	3.6	587	11.9
9問以上～10問未満	85	1.5	615	12.5
10問以上～11問未満	24	0.4	730	14.8
11問以上～12問未満	4	0.1	882	17.9
12問	0	0.0	332	6.7
合計	5,670	100.0	4,929	100.0

図表2-19

	授業前		授業後	
	n	%	n	%
12問に占める正答率(Q1～12)の平均値	5,670	38.7	4,929	70.9
Q10 製品事故:損害賠償請求できる	4,312	72.0	4,112	79.3
Q6 後払いの方法:クレジットカード	4,045	67.5	4,159	80.2
Q9 「必ず儲かる投資」:ない	3,846	64.2	4,292	82.8
Q4 キャッチセールス:クーリング・オフ可	3,224	53.8	3,843	74.1
Q5 通販:クーリング・オフ不可	2,131	35.6	3,657	70.5
Q7 残高が分かりにくい:リボルビング払い	1,483	24.8	3,726	71.9
Q3 未成年者契約:取消しが可能	1,375	23.0	3,473	67.0
Q11 消費者ホットライン:188	1,279	21.3	3,654	70.5
Q8 年利17%で借りた20万円の返済総額	1,028	17.2	2,538	49.0
Q1 契約成立のタイミング:承諾	888	14.8	3,987	76.9
Q2 成立した契約:原則解約不可	411	6.9	2,709	52.3
Q12 トラブル時の相談:消費生活センター等に相談	3,792	63.3	4,021	77.6
Q12 トラブル時の相談:家族や友人に相談	3,532	59.0	2,619	50.5

参 考 資 料

図表2-20

原則返品・返金不可を意識した慎重な買い物	授業前		授業後	
	n	%	n	%
1: 全くできない	130	2.2	98	1.9
2: あまりできない	397	6.6	337	6.5
3: どちらともいえない	760	12.7	555	10.7
4: 少しはできる	1,098	18.3	959	18.5
5: まあまあできる	2,272	37.9	1,911	36.9
6: 必ずできる	1,239	20.7	1,273	24.6
無回答	95	1.6	51	1.0
合計	5,991	100.0	5,184	100.0

図表2-21

通信販売利用時の規約の確認	授業前		授業後	
	n	%	n	%
1: 全くできない	269	4.5	161	3.1
2: あまりできない	685	11.4	575	11.1
3: どちらともいえない	941	15.7	711	13.7
4: 少しはできる	1,139	19.0	1,037	20.0
5: まあまあできる	1,440	24.0	1,406	27.1
6: 必ずできる	1,406	23.5	1,235	23.8
無回答	111	1.9	59	1.1
合計	5,991	100.0	5,184	100.0

図表2-22

消費者トラブルやその対処法のチェック	授業前		授業後	
	n	%	n	%
1: 全くできない	433	7.2	268	5.2
2: あまりできない	1,115	18.6	821	15.8
3: どちらともいえない	1,507	25.2	1,120	21.6
4: 少しはできる	1,463	24.4	1,444	27.9
5: まあまあできる	939	15.7	998	19.3
6: 必ずできる	422	7.0	467	9.0
無回答	112	1.9	66	1.3
合計	5,991	100.0	5,184	100.0

図表2-23

商品・サービスに対する問題認識時の事業者への連絡	授業前		授業後	
	n	%	n	%
1: 全くできない	429	7.2	240	4.6
2: あまりできない	939	15.7	683	13.2
3: どちらともいえない	1,324	22.1	1,129	21.8
4: 少しはできる	1,332	22.2	1,178	22.7
5: まあまあできる	1,082	18.1	1,117	21.5
6: 必ずできる	770	12.9	767	14.8
無回答	115	1.9	70	1.4
合計	5,991	100.0	5,184	100.0

参 考 資 料

図表2-24

問題認識時の消費生活センターへの相談	授業前		授業後	
	n	%	n	%
1: 全くできない	690	11.5	327	6.3
2: あまりできない	1,069	17.8	776	15.0
3: どちらともいえない	1,690	28.2	1,275	24.6
4: 少しはできる	1,117	18.6	1,193	23.0
5: まあまあできる	808	13.5	975	18.8
6: 必ずできる	492	8.2	576	11.1
無回答	125	2.1	62	1.2
合計	5,991	100.0	5,184	100.0

図表2-25

クレジットカードの適切な利用	授業前		授業後	
	n	%	n	%
1: 全くできない	104	1.7	110	2.1
2: あまりできない	124	2.1	103	2.0
3: どちらともいえない	1,183	19.7	884	17.1
4: 少しはできる	681	11.4	595	11.5
5: まあまあできる	1,393	23.3	1,180	22.8
6: 必ずできる	2,394	40.0	2,254	43.5
無回答	112	1.9	58	1.1
合計	5,991	100.0	5,184	100.0

図表2-26

借金で困ったときの消費生活センターへの相談	授業前		授業後	
	n	%	n	%
1: 全くできない	145	2.4	110	2.1
2: あまりできない	251	4.2	184	3.5
3: どちらともいえない	1,552	25.9	942	18.2
4: 少しはできる	1,192	19.9	994	19.2
5: まあまあできる	1,367	22.8	1,348	26.0
6: 必ずできる	1,373	22.9	1,545	29.8
無回答	111	1.9	61	1.2
合計	5,991	100.0	5,184	100.0

参 考 資 料

図表2-27

他者への消費生活センター利用のアドバイス	授業前		授業後	
	n	%	n	%
1: 全くできない	289	4.8	174	3.4
2: あまりできない	503	8.4	278	5.4
3: どちらともいえない	1,477	24.7	1,032	19.9
4: 少しはできる	1,573	26.3	1,299	25.1
5: まあまあできる	1,221	20.4	1,336	25.8
6: 必ずできる	805	13.4	1,002	19.3
無回答	123	2.1	63	1.2
合計	5,991	100.0	5,184	100.0

図表2-28

ウマイ話や迷惑勧誘へのき然とした対応	授業前		授業後	
	n	%	n	%
1: 全くできない	64	1.1	61	1.2
2: あまりできない	140	2.3	117	2.3
3: どちらともいえない	610	10.2	448	8.6
4: 少しはできる	596	9.9	524	10.1
5: まあまあできる	1,416	23.6	1,341	25.9
6: 必ずできる	3,055	51.0	2,637	50.9
無回答	110	1.8	56	1.1
合計	5,991	100.0	5,184	100.0

図表2-29

より良い消費社会へつながることを考えた行動	授業前		授業後	
	n	%	n	%
1: 全くできない	96	1.6	68	1.3
2: あまりできない	164	2.7	144	2.8
3: どちらともいえない	1,069	17.8	755	14.6
4: 少しはできる	1,453	24.3	1,315	25.4
5: まあまあできる	1,859	31.0	1,647	31.8
6: 必ずできる	1,234	20.6	1,193	23.0
無回答	116	1.9	62	1.2
合計	5,991	100.0	5,184	100.0

参 考 資 料

図表2－30

今後の生活における「社会への扉」の活用	授業後	
	n	%
1: 全くできない	88	1.7
2: あまりできない	105	2.0
3: どちらともいえない	714	13.8
4: 少しはできる	1,221	23.6
5: まあまあできる	1,700	32.8
6: 必ずできる	1,245	24.0
無回答	111	2.1
合計	5,184	100.0

図表2－31

	授業前(n=5,758)		授業後(n=5,034)	
	項目	%	項目	%
最小値	0.0	0.0	0.0	0.0
最大値	100.0	100.0	100.0	100.0
平均値	4.6	46.1	5.1	51.4
中央値	4.0	40.0	5.0	50.0
標準偏差	2.8	28.5	3.1	31.3

図表2－32

	授業前		授業後	
	n	%	n	%
0問	460	8.0	438	8.7
1問	462	8.0	338	6.7
2問	588	10.2	450	8.9
3問	667	11.6	477	9.5
4問	731	12.7	479	9.5
5問	735	12.8	543	10.8
6問	601	10.4	499	9.9
7問	454	7.9	472	9.4
8問	392	6.8	382	7.6
9問	298	5.2	340	6.8
10問	370	6.4	616	12.2
合計	5,758	100.0	5,034	100.0

参 考 資 料

図表2-33

	授業前		授業後	
	n	%	n	%
全体の項目に占める割合(問1～10)の平均値	5,758	46.1	5,034	51.4
問9 ウマイ話や迷惑勧誘へのき然とした対応	4,471	74.6	3,978	76.8
問6 クレジットカードの適切な利用	3,787	63.3	3,434	66.3
問1 原則、返品・返金不可を意識した慎重な買い物	3,511	58.6	3,184	61.5
問10 より良い消費社会につながることを考えた行動	3,093	51.6	2,840	54.8
問2 通信販売利用時の規約の確認	2,846	47.5	2,641	50.9
問7 借金で困ったときの消費生活センターへの相談	2,740	45.7	2,893	55.8
問8 他者への消費生活センター利用のアドバイス	2,026	33.8	2,338	45.1
問4 商品・サービスに対する問題認識時の事業者への連絡	1,852	31.0	1,884	36.3
問3 消費者トラブルやその対処方法のチェック	1,361	22.7	1,465	28.3
問5 問題認識時の消費生活センターへの相談	1,300	21.7	1,551	29.9
問11 今後の生活における「社会への扉」の活用	—	—	2,945	56.8

2. アンケート調査票（授業前調査）

学 校 名	学 年	クラス	出席番号	性 別	氏 名
高等学校				男・女	

消費生活クイズ

次の質問について、正しいと思う番号を1つずつ○で囲んでください。

Q1 店で買い物をするとき、契約が成立するのはいつ？

- | | |
|---------------------------|-------------|
| 1. 商品を受け取ったとき | 2. 代金を払ったとき |
| 3. 店員が「はい、かしこまりました」と言ったとき | 4. 分からない |

Q2 店で商品を買ったが、使う前に不要になり返品したい。店の対応として法律上正しいものは？

- | | |
|-------------------------------------|-----------------------------------|
| 1. 返品は受け付けなくてよい。 | 2. レシートがあり1週間以内なら返品を受け付けなければならない。 |
| 3. 商品を開封していなければいつでも返品を受け付けなければならない。 | 4. 分からない |

Q3 17歳の高校生が、保護者に内緒で10万円の化粧品セットを契約した。この契約は取り消せる？

- | | |
|----------------------------------|-----------------|
| 1. 取り消すことはできない。 | 2. 未成年者取消しができる。 |
| 3. 保護者が取り消しを求めたときのみ、未成年者取消しができる。 | 4. 分からない |

Q4 街で呼び止められ、展示会場に行ったら勧誘され、断れなくて10万円の絵画を契約してしまった。この契約をクーリング・オフすることはできる？

- | |
|--|
| 1. 事業者がウソを言って勧誘した場合は、クーリング・オフできる。 |
| 2. 絵画を飾るなど、商品を使用していなければ、いつでもクーリング・オフできる。 |
| 3. 契約してから8日間であれば、クーリング・オフできる。 |
| 4. 分からない |

Q5 ネットショップでTシャツを買ったけれど似合わない。クーリング・オフできる？

- | | |
|-------------------------|-----------------------------|
| 1. クーリング・オフできない。 | 2. 契約してから14日間ならクーリング・オフできる。 |
| 3. 商品が届く前ならクーリング・オフできる。 | 4. 分からない |

Q6 買い物をした後日に代金を支払うことになるのはどれ？

- | | | | |
|------------|-------------|-------------|----------|
| 1. デビットカード | 2. クレジットカード | 3. プリペイドカード | 4. 分からない |
|------------|-------------|-------------|----------|

Q7 クレジットカードの支払方法で、1つ1つの商品の残高が分かりにくいのは？

- | | | | |
|------------|-------------------|-------------|----------|
| 1. 36回分割払い | 2. リボルビング払い（リボ払い） | 3. ボーナス1回払い | 4. 分からない |
|------------|-------------------|-------------|----------|

Q8 自動車教習所へ通うため金融機関から20万円を年利（金利）17%で借りた。毎月5,000円ずつ返済した場合の返済総額は？

- | | | | |
|----------|----------|----------|----------|
| 1. 約23万円 | 2. 約26万円 | 3. 約29万円 | 4. 分からない |
|----------|----------|----------|----------|

Q9 「必ずもうかる投資」ってあるの？

- | | |
|-------------------------|--------------------------|
| 1. 「必ずもうかる投資」はない。 | 2. マルチ商法の仕組みを使った投資はもうかる。 |
| 3. 専門家なら必ずもうかる投資を知っている。 | 4. 分からない |

Q10 製品による事故が発生したとき損害賠償を求めることができる？

- | | |
|---|-------------------------|
| 1. 損害賠償を求めることはできない。 | 2. 製品の代金のみ返金を求めることができる。 |
| 3. 欠陥による損害であれば、治療費なども含め、広く損害賠償を求めることができる。 | 4. 分からない |

Q11 消費生活について相談したいときにかける電話番号は？

- | | | | |
|---------|---------|---------|----------|
| 1. 118番 | 2. 188番 | 3. 189番 | 4. 分からない |
|---------|---------|---------|----------|

Q12 消費者トラブルにあったとき、あなたならどうする？あてはまるものすべてを○で囲んでください。

- | | |
|--------------------------------|----------------------------|
| 1. 自分が我慢すればよいことなので何もしない。 | 2. ネット上に事業者を誹謗中傷した書き込みをする。 |
| 3. 消費生活センターや事業者※（お客様相談室）に相談する。 | 4. 家族や友人に相談する。 |

問1 店で商品を購入するときは、原則は返品・返金ができないことを意識して慎重に買い物する。

- 問2 ネットショッピングで買い物をする際には、注文前に利用規約を必ず確認する。

- 問3 近ごろ問題になっている販売方法や消費者トラブル、その対処方法を常にチェックする。

- 問4 商品やサービスに問題を感じたら、事業者（販売店やメーカーなど）に連絡する。

1. 全くできない 2. あまりできない 3. どちらともいえない 4. 少しはできる 5. まあまあできる 6. 必ずできる

問5 商品やサービス、また事業者の対応に問題を感じたら、消費生活センターに相談する。

1. 全くできない 2. あまりできない 3. どちらともいえない 4. 少しはできる 5. まあまあできる 6. 必ずできる

問6 もしクレジットカードを持ったとしたら、期日までに必ず支払える場合にしか使わない。

1. 全くできない 2. あまりできない 3. どちらともいえない 4. 少しはできる 5. まあまあできる 6. 必ずできる

間7 借金が雪だるま式に増えるようなことがあれば、消費生活センターに相談する。

1. 全くできない 2. あまりできない 3. どちらともいえない 4. 少しはできる 5. まあまあできる 6. 必ずできる

問 8 消費者被害にあっていそうな人がいたら、消費生活センターに相談するようアドバイスする。

1. 全くできない 2. あまりできない 3. どちらともいえない 4. 少しはできる 5. まあまあできる 6. 必ずできる

問9 「必ずもうかる」などのウマイ話や、迷惑に感じる勧誘をされたときは、きっぱりと断る。

1. 全くできない 2. あまりできない 3. どちらともいえない 4. 少しはできる 5. まあまあできる 6. 必ずできる

問 10 自分も、安全・安心でより良い消費社会につながることを考えて行動する。

1. 全くできない 2. あまりできない 3. どちらともいえない 4. 少しはできる 5. まあまあできる 6. 必ずできる

問 1 1 消費生活について、知りたい内容があれば書いてください。

12

消費生活クイズ《事後》

Q1 店で買い物をするとき、契約が成立するのはいつ？

- Q2 店で商品を買ったが、使う前に不要になり返品したい。店の対応として法律上正しいものは？

- Q3 17歳の高校生が、保護者に内緒で10万円の化粧品セットを契約した。この契約は取り消せる？

- Q4 街で呼び止められ、展示会場に行ったら勧誘され、断れなくて10万円の絵画を契約してしまった。この契約をクーリング・オフすることはできる？

- Q5 ネットショップでTシャツを買ったけれど似合わない。クーリング・オフできる？

- Q6 買い物をした後目に代金を支払うことになるのはどれ？

1. デビットカード 2. クレジットカード 3. プリペイドカード 4. 分からない

- Q7 クレジットカードの支払方法で、1つ1つの商品の残高が分かりにくいのは？

1. 36回分割払い 2. リボルビング払い（リボ払い） 3. ボーナス1回払い 4. 分からない

- Q8 自動車教習所へ通うため金融機関から20万円を年利（金利）17%で借りた。毎月5,000円ずつ返済した場合の返済総額は？

1. 約 23 万円 2. 約 26 万円 3. 約 29 万円 4. 分からない

- Q9 「必ずもうかる投資」ってあるの？

1. 「必ずもうかる投資」はない。 2. マルチ商法の仕組みを使った投資はもうかる。
3. 専門家なら必ずもうかる投資を知っている。 4. 分からない

- Q10 製品による事故が発生したとき損害賠償を求めることができる？**

1. 損害賠償を求めることはできない。 2. 製品の代金のみ返金を求めることができる。
3. 欠陥による損害であれば、治療費なども含め、広く損害賠償を求めることができる。 4. 分らない

- Q11 消費生活について相談したいときにかける電話番号は？

1. 118 番 2. 188 番 3. 189 番 4. 分からない

- Q12 消費者トラブルにあったとき、あなたならどうする？あてはまるものすべてを○で囲んでください。

1. 自分が我慢すればよいことなので何もしない。 2. ネット上に事業者を誹謗中傷した書き込みをする。
3. 消費生活センターや事業者※（お客様相談室）に相談する。 4. 家族や友人に相談する。

4. 消費生活クイズ回答

消費生活クイズ 回答

間違っていて覚えているところがないか、よく確認しておこう！

Q1 店で買い物をするとき、契約が成立するのはいつ？

- | | |
|--|-------------|
| 1. 商品を受け取ったとき | 2. 代金を払ったとき |
| ☒ 3. 店員が「はい、かしこまりました」と言ったとき | 4. 分からない |

Q2 店で商品を買ったが、使う前に不要になり返品したい。店の対応として法律上正しいものは？

- | | |
|---|-----------------------------------|
| ☒ 1. 返品は受け付けなくてよい。 | 2. レシートがあり1週間以内なら返品を受け付けなければならない。 |
| 3. 商品を開封していなければいつでも返品を受け付けなければならない。 | 4. 分からない |

Q3 17歳の高校生が、保護者に内緒で10万円の化粧品セットを契約した。この契約は取り消せる？

- | | |
|----------------------------------|--|
| 1. 取り消すことはできない。 | ☒ 2. 未成年者取消しができる。 |
| 3. 保護者が取り消しを求めたときのみ、未成年者取消しができる。 | 4. 分からない |

Q4 街で呼び止められ、展示会場に行ったら勧誘され、断れなくて10万円の絵画を契約してしまった。この契約をクーリング・オフすることはできる？

- | | |
|--|----------|
| 1. 事業者がウソを言って勧誘した場合は、クーリング・オフできる。 | |
| 2. 絵画を飾るなど、商品を使用していなければ、いつでもクーリング・オフできる。 | |
| ☒ 3. 契約してから8日間であれば、クーリング・オフできる。 | 4. 分からない |

Q5 ネットショップでTシャツを買ったけれど似合わない。クーリング・オフできる？

- | | |
|---|-----------------------------|
| ☒ 1. クーリング・オフできない。 | 2. 契約してから14日間ならクーリング・オフできる。 |
| 3. 商品が届く前ならクーリング・オフできる。 | 4. 分からない |

Q6 買い物をした後日に代金を支払うことになるのはどれ？

- | | | | |
|------------|--|-------------|----------|
| 1. デビットカード | ☒ 2. クレジットカード | 3. プリペイドカード | 4. 分からない |
|------------|--|-------------|----------|

Q7 クレジットカードの支払方法で、1つ1つの商品の残高が分かりにくいのは？

- | | | | |
|------------|--|-------------|----------|
| 1. 36回分割払い | ☒ 2. リボルビング払い(リボ払い) | 3. ボーナス1回払い | 4. 分からない |
|------------|--|-------------|----------|

Q8 自動車教習所へ通うため金融機関から20万円を年利(金利)17%で借りた。毎月5,000円ずつ返済した場合の返済総額は？

- | | | | |
|----------|----------|---|----------|
| 1. 約23万円 | 2. 約26万円 | ☒ 3. 約29万円 | 4. 分からない |
|----------|----------|---|----------|

Q9 「必ずもうかる投資」ってあるの？

- | | |
|--|--------------------------|
| ☒ 1. 「必ずもうかる投資」はない。 | 2. マルチ商法の仕組みを使った投資はもうかる。 |
| 3. 専門家なら必ずもうかる投資を知っている。 | 4. 分からない |

Q10 製品による事故が発生したとき損害賠償を求めることができる？

- | | |
|--|-------------------------|
| 1. 損害賠償を求めることはできない。 | 2. 製品の代金のみ返金を求めることができる。 |
| ☒ 3. 欠陥による損害であれば、治療費なども含め、広く損害賠償を求めることができる。 | 4. 分からない |

Q11 消費生活について相談したいときにかける電話番号は？

- | | | | |
|---------|--|---------|----------|
| 1. 118番 | ☒ 2. 188番 | 3. 189番 | 4. 分からない |
|---------|--|---------|----------|

Q12 消費者トラブルにあったとき、あなたならどうする？あてはまるものすべてを○で囲んでください。

- | | |
|---|---|
| 1. 自分が我慢すればよいことなので何もしない。 | 2. ネット上に事業者を誹謗中傷した書き込みをする。 |
| ☒ 3. 消費生活センターや事業者※(お客様相談室)に相談する。 | ☒ 4. 家族や友人に相談する。 |